

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 理 番 号	集D-1	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 釜石市長 野田 武則				(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)				(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期						
1	鶉住居町	5-53	304	12-1	山林	1.19	ソノタL	90	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の④参照				
2	同上	5-53	304	12-2	山林		スギ	50	同上	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	鶉住居町	5-53	304	12-1	山林	1.19	ソノタL	90				
2	同上	5-53	304	12-2	山林		スギ	50				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上)

釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
① 釜石市鶴住居町	5-53	304	12-2	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
④ 釜石市鶴住居町	5-53	304	12-1	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	
① 釜石市鶉住居	5-53	304	12-2	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。  
(支払先) 甲の指定する口座

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-2	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)															
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
1	鶉住居町	1-19-1	307	6-1	山林	6.10	ソノタL	15	2023. 8. 1	20年 (2044. 3. 31)	別添1の④参照				
2	同上	1-19-1	307	6-2	山林		アカマツ	58	同上	同上	同上	別添1の④参照			T
3	同上	1-19-1	307	6-3	山林		アカマツ	64	同上	同上	同上	別添1の④参照			T
4	同上	1-19-1	307	6-4	山林		スギ	67	同上	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
5	同上	1-19-1	307	6-5	山林		ソノタL	67	同上	同上	同上	別添1の④参照			
6	同上	1-19-1	307	6-6	山林		スギ	49	同上	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照	
7	同上	1-19-1	307	6-7	山林		アカマツ	49	同上	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照	
8	同上	1-19-1	307	6-8	山林		アカマツ	58	同上	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
9	同上	1-19-1	307	6-9	山林		スギ	62	同上	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
10	同上	1-19-1	307	6-10	山林		アカマツ	49	同上	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照	
11	同上	1-19-1	307	6-11	山林		アカマツ	70	同上	同上	同上	別添1の④参照			T
12	同上	1-19-1	307	6-13	山林	アカマツ	62	同上	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
13	同上	1-19-10	307	28-1	山林	1.96	アカマツ	50	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
14	同上	1-19-10	307	28-2	山林		ソノタL	10	同上	同上	同上	別添1の④参照			



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	鶉住居町	1-19-1	307	6-1	山林	6.10	ソノタL	15			
2	同上	1-19-1	307	6-2	山林		アカマツ	58			
3	同上	1-19-1	307	6-3	山林		アカマツ	64			
4	同上	1-19-1	307	6-4	山林		スギ	67			
5	同上	1-19-1	307	6-5	山林		ソノタL	67			
6	同上	1-19-1	307	6-6	山林		スギ	49			
7	同上	1-19-1	307	6-7	山林		アカマツ	49			
8	同上	1-19-1	307	6-8	山林		アカマツ	58			
9	同上	1-19-1	307	6-9	山林		スギ	62			
10	同上	1-19-1	307	6-10	山林		アカマツ	49			
11	同上	1-19-1	307	6-11	山林		アカマツ	70			
12	同上	1-19-1	307	6-13	山林		アカマツ	62			
13	同上	1-19-10	307	28-1	山林	1.96	アカマツ	50			
14	同上	1-19-10	307	28-2	山林		ソノタL	10			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上)

釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班		
①	釜石市鶴住居町	1-19-1	307	6-4	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	1-19-1	307	6-8	
	釜石市鶴住居町	1-19-1	307	6-9	
	釜石市鶴住居町	1-19-1	307	6-13	
	釜石市鶴住居町	1-19-10	307	28-1	
②	釜石市鶴住居町	1-19-1	307	6-6	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者は、伐期を迎える間の10年ごとに間伐を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 伐期において、経営管理実施権者が主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	1-19-1	307	6-7	
	釜石市鶴住居町	1-19-1	307	6-10	
④	釜石市鶴住居町	1-19-1	307	6-1	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	1-19-1	307	6-2	
	釜石市鶴住居町	1-19-1	307	6-3	
	釜石市鶴住居町	1-19-1	307	6-5	
	釜石市鶴住居町	1-19-1	307	6-11	
	釜石市鶴住居町	1-19-10	307	28-2	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	
釜石市鶴住居町	1-19-1	307	6-4	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
釜石市鶴住居町	1-19-1	307	6-8	
釜石市鶴住居町	1-19-1	307	6-9	
① 釜石市鶴住居町	1-19-1	307	6-13	
釜石市鶴住居町	1-19-10	307	28-1	
釜石市鶴住居町	1-19-1	307	6-6	
釜石市鶴住居町	1-19-1	307	6-7	
釜石市鶴住居町	1-19-1	307	6-10	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-3	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称)			(所在地)					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	鶴住居町 13-91-6	295	25-1	山林	2.36	スギ	60	2023.8.1	20年(2044.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	同上 13-91-6	295	25-1	山林		アカマツ	60	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
3	同上 13-91-6	295	26-4	山林		スギ	43	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照	
4	同上 13-91-6	295	26-5	山林		スギ	42	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照	
5	同上 30-20-6	289	19-1	山林	2.51	ソノタ	70	同上	同上	別添1の④参照			
6	同上 30-20-6	289	19-2	山林		スギ	69	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
7	同上 30-20-6	289	19-3	山林		アカマツ	69	同上	同上	別添1の④参照			T
8	同上 30-20-6	289	19-4	山林		スギ	75	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
9	同上 30-20-6	289	19-5	山林		ソノタ	87	同上	同上	別添1の④参照			

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考	
番号	所 在 地	番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	鵜住居町	13-91-6	295	25-1	山林	2.36	スギ	60					
2	同上	13-91-6	295	25-1	山林		アカマツ	60					
3	同上	13-91-6	295	26-4	山林		スギ	43					
4	同上	13-91-6	295	26-5	山林		スギ	42					
5	同上	30-20-6	289	19-1	山林	2.51	ソウダシ	70					
6	同上	30-20-6	289	19-2	山林		スギ	69					
7	同上	30-20-6	289	19-3	山林		アカマツ	69					
8	同上	30-20-6	289	19-4	山林		スギ	75					
9	同上	30-20-6	289	19-5	山林		ソウダシ	87					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上)

釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	地番	林班	小班		
①	釜石市鶴住居町	13-91-6	295	25-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</li> </ul> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</li> <li>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</li> </ul>
	釜石市鶴住居町	13-91-6	295	25-2	
②	釜石市鶴住居町	13-91-6	295	26-4	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営管理実施権者は、伐期を迎える間の10年ごとに間伐を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</li> <li>○ 伐期において、経営管理実施権者が主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</li> </ul> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</li> <li>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</li> </ul>
	釜石市鶴住居町	13-91-6	295	26-5	
③	釜石市鶴住居町	30-20-6	289	19-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</li> <li>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</li> </ul>
	釜石市鶴住居町	30-20-6	289	19-4	
④	釜石市鶴住居町	30-20-6	289	19-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</li> </ul>
	釜石市鶴住居町	30-20-6	289	19-3	
	釜石市鶴住居町	30-20-6	289	19-5	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班 小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt; (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合) (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt; (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶉住居甲	13-91-6	295 25-1	
	釜石市鶉住居甲	13-91-6	295 25-2	
	釜石市鶉住居甲	13-91-6	295 26-4	
②	所在	地番	林班 小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
釜石市鶉住居甲	30-20-6	289 19-2		
釜石市鶉住居甲	30-20-6	289 19-4		

# 経営管理権集積計画

## 1. 個別事項

整理番号	集D-4	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称)			(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											備考	
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
1	鶉住居町 13-111-33	295	32-1	山林	1.73	スギ	61	2023.8.1	20年(2044.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
2	同上 13-111-33	295	32-2	山林		アカツ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
3	同上 13-111-33	295	32-3	山林		アカツ	61	同上	同上	別添1の④参照		
4	同上 13-111-4	295	33-1	山林	0.29	スギ	61	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
5	同上 13-111-4	295	33-2	山林		ヒノキ	33	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在 地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	鶉住居町	13-111-33	295	32-1	山林	1.73	スギ	61				
2	同上	13-111-33	295	32-2	山林		アカマツ	59				
3	同上	13-111-33	295	32-3	山林		アカマツ	61				
4	同上	13-111-4	295	33-1	山林	0.29	スギ	61				
5	同上	13-111-4	295	33-2	山林		ヒノキ	33				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1. 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	釜石市鶉住居町	13-111-33	295	32-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市栗林町	13-111-33	295	32-2	
	釜石市栗林町	13-111-4	295	33-1	
②	釜石市栗林町	13-111-4	295	33-2	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者は、伐期を迎える間の10年ごとに間伐を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 伐期において、経営管理実施権者が主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
④	釜石市鶉住居町	13-111-33	295	32-3	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年(1)回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
釜石市鶴住居町	13-111-33	295	32-1	
① 釜石市栗林町	13-111-33	295	32-2	
釜石市栗林町	13-111-4	295	33-1	
釜石市栗林町	13-111-4	295	33-2	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-5	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称)			(所在地)						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	鶴住居町	28-30-3	270	56-1	山林	0.47	スギ	64	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	同上	28-30-3	270	56-2	山林		アカマツ	64	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
3	同上	28-30-3	270	57-1	山林		スギ	64	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
4	同上	28-30-3	270	57-2	山林		アカマツ	64	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
5	同上	28-31-9	270	20-1	山林	0.32	スギ	51	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
6	同上	28-31-9	270	20-2	山林		スギ	40	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在 地	番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	鵜住居町	28-30-3	270	56-1	山林	0.47	スギ	64				
2	同上	28-30-3	270	56-2	山林		アカマツ	64				
3	同上	28-30-3	270	57-1	山林		スギ	64				
4	同上	28-30-3	270	57-2	山林		アカマツ	64				
5	同上	28-31-9	270	20-1	山林	0.32	スギ	51				
6	同上	28-31-9	270	20-2	山林		スギ	40				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	地番	林班	小班		
①	釜石市鶴住居町	28-30-3	270	56-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	28-30-3	270	56-2	
	釜石市鶴住居町	28-30-3	270	57-1	
	釜石市鶴住居町	28-30-3	270	57-2	
③	釜石市鶴住居町	28-31-9	270	20-1	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	28-31-9	270	20-2	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶉住居町	28-30-3	270	56-1	
	釜石市鶉住居町	28-30-3	270	56-2	
	釜石市鶉住居町	28-30-3	270	57-1	
	釜石市鶉住居町	28-30-3	270	57-2	
②	所在	地番	林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶉住居町	28-31-9	270	20-1	
	釜石市鶉住居町	28-31-9	270	20-2	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-6		経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) 釜石市長 野田 武則			(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号					
			経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)						(氏名又は名称)			(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (E)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢									
1	鵜住居町	23-18-4	269	24-2-1	山林	1.83	アカマツ	85	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の④参照			T			
2	同上	23-18-4	269	24-2-2	山林		ソノダ	85	同上	同上	同上	別添1の④参照					
3	同上	23-18-4	269	25-1	山林		スギ	73	同上	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照			
4	同上	23-18-4	269	26-1	山林		スギ	64	同上	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照			
5	同上	23-18-4	269	26-2	山林		ソノダ	65	同上	同上	同上	別添1の④参照					
6	同上	28-31-19	270	35-1	山林	0.34	ソノダ	61	同上	同上	同上	別添1の④参照					
7	同上	28-31-19	270	35-2	山林		スギ	66	同上	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照			
8	同上	28-31-19	270	35-3	山林		カラマツ	63	同上	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照			



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在 地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	鶉住居町	23-18-4	269	24-2-1	山林	1.83	アカマツ	85				
2	同上	23-18-4	269	24-2-2	山林		ソノタ	85				
3	同上	23-18-4	269	25-1	山林		スギ	73				
4	同上	23-18-4	269	26-1	山林		スギ	64				
5	同上	23-18-4	269	26-2	山林		ソノタ	65				
6	同上	28-31-19	270	35-1	山林	0.34	ソノタ	61				
7	同上	28-31-19	270	35-2	山林		スギ	66				
8	同上	28-31-19	270	35-3	山林		カラマツ	63				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上)

釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	釜石市鶉住居町	23-18-4	269	25-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶉住居町	23-18-4	269	26-1	
③	釜石市鶉住居町	28-31-19	270	35-2	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶉住居町	28-31-19	270	35-3	
④	釜石市鶉住居町	23-18-4	269	24-2-1	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年(1)回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶉住居町	23-18-4	269	24-2-2	
	釜石市鶉住居町	23-18-4	269	26-2	
	釜石市鶉住居町	23-31-19	270	35-1	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班 小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実現時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶉住居町	23-18-4	269 25-1	
	釜石市鶉住居町	23-18-4	269 26-1	
②	所在	地番	林班 小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶉住居町	28-31-19	270 35-2	
	釜石市栗林町	28-31-19	270 35-3	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-7	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) 釜石市長 野田 武則			(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢							
1	鶉住居町	9-48	303	12-3	山林	0.84	スギ	98	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	共有	
2	同上	9-48	303	13-1	山林		スギ	86	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	共有	
3	同上	9-48	303	13-2	山林		ソノナ	101	同上	同上	別添1の④参照			共有	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	鶉住居町	9-48	303	12-3		スギ	98	[REDACTED]	[REDACTED]	共有		
2	同上	9-48	303	13-1	0.84	スギ	86			共有		
3	同上	9-48	303	13-2		ソノダ	101			共有		

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) [REDACTED]

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
	所在	地番	林班	小班	
①	釜石市鶴住居町	9-48	303	12-3	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	9-48	303	13-1	
④	釜石市鶴住居町	9-48	303	13-2	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班 小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p>
	釜石市鶉住居	9-48	303 12-3	
	釜石市鶉住居	9-48	303 13-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-7	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称)			(所在地)		
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							釜石市長 野田 武則			岩手県釜石市只越町3丁目9番13号		
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	鶉住居町	9-48	303	12-3	山林	0.84	スギ	98	2023. 8. 1	20年 (2044. 3. 31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	共有
2	同上	9-48	303	13-1	山林		スギ	86	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	共有
3	同上	9-48	303	13-2	山林		ソノリ	101	同上	同上	別添1の④参照			共有



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	鶉住居町	9-48	303	12-3	山林	0.84	スギ	98	[Redacted]	[Redacted]	共有	
2	同上	9-48	303	13-1	山林		スギ	86			共有	
3	同上	9-48	303	13-2	山林		ソノザ	101			共有	

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)  権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住 所 (同上)	釜石市長 野田 武則  [Redacted]
---	----------	------------------------------

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
① 釜石市鶉住居町	9-48	303	12-3	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	9-48	303	13-1	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年(1)回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
④ 釜石市鶉住居町	9-48	303	13-2	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年(1)回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班 小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶴住居甲	9-48	303 12-3	
	釜石市鶴住居甲	9-48	303 13-1	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-8	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称)			(所在地)						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)						
		乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	鶺住居町	20-69-1	267	20-1	山林	6.95	ソノタ	56	2023.8.1	20年(2044.3.31)	別添1の④参照			
2	同上	20-69-1	267	20-2	山林		スギ	43	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照	
3	同上	20-69-1	267	20-3	山林		アカマツ	43	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照	
4	同上	20-69-1	267	20-4	山林		スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
5	同上	20-69-1	267	21-5	山林		ソノタ	39	同上	同上	別添1の④参照			
6	同上	20-69-1	267	22-3	山林		スギ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
7	同上	5-49	304	10-1	山林	0.47	アカマツ	68	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
8	同上	5-49	304	10-2	山林		ソノタ	66	同上	同上	別添1の④参照			
9	同上	5-49	304	10-3	山林		スギ	82	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
10	同上	5-49	304	10-4	山林		スギ	62	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
11	同上	5-50	304	11-1	山林	5.47	ソノタ	90	同上	同上	別添1の④参照			
12	同上	5-50	304	11-2	山林		アカマツ	83	同上	同上	別添1の④参照			T
13	同上	5-50	304	11-3	山林		スギ	65	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
14	同上	5-50	304	11-4	山林		スギ	70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
15	同上	5-50	304	11-5	山林		スギ	49	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照	
16	同上	5-50	304	11-6	山林		スギ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
17	同上	5-50	304	11-7	山林		スギ	69	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
18	同上	5-50	304	11-8	山林		ソノタ	44	同上	同上	別添1の④参照			
19	同上	5-50	304	11-9	山林		スギ	77	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	



別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	地番	林班	小班		
①	釜石市鶴住居町	20-69-1	267	20-4	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	20-69-1	267	22-3	
	釜石市鶴住居町	5-50	304	11-3	
	釜石市鶴住居町	5-50	304	11-4	
	釜石市鶴住居町	5-50	304	11-6	
	釜石市鶴住居町	5-50	304	11-7	
	釜石市鶴住居町	5-50	304	11-9	
②	釜石市鶴住居町	20-69-1	267	20-2	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者は、伐期を迎える間の10年ごとに間伐を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 伐期において、経営管理実施権者が主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	20-69-1	267	20-3	
	釜石市鶴住居町	5-50	304	11-5	
③	釜石市鶴住居町	5-49	304	10-1	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	5-49	304	10-3	
	釜石市鶴住居町	5-49	304	10-4	
④	釜石市鶴住居町	20-69-1	267	20-1	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	20-69-1	267	21-5	
	釜石市鶴住居町	5-49	304	10-2	
	釜石市鶴住居町	5-50	304	11-1	
	釜石市鶴住居町	5-50	304	11-2	
	釜石市鶴住居町	5-50	304	11-8	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班 小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶴住居町	20-69-1	267 20-2	
	釜石市鶴住居町	20-69-1	267 20-3	
	釜石市鶴住居町	20-69-1	267 20-4	
	釜石市鶴住居町	20-69-1	267 22-3	
	釜石市鶴住居町	5-50	304 11-3	
	釜石市鶴住居町	5-50	304 11-4	
	釜石市鶴住居町	5-50	304 11-5	
	釜石市鶴住居町	5-50	304 11-6	
	釜石市鶴住居町	5-50	304 11-7	
釜石市鶴住居町	5-50	304 11-9		
②	所在	地番	林班 小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶴住居町	5-49	304 10-1	
	釜石市鶴住居町	5-49	304 10-3	
	釜石市鶴住居町	5-49	304 10-4	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-9	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称)			(所在地)							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
1	鶴住居町	5-48-2	304	22-1	山林	3.26	アカマツ	75	2023.8.1	20年(2044.3.31)	別添1の④参照			T	
2	同上	5-48-2	304	22-2	山林		ソノタ	63	同上	同上	同上	別添1の④参照			
3	同上	5-48-2	304	22-3	山林		アカマツ	77	同上	同上	同上	別添1の④参照			T
4	同上	5-48-2	304	22-4	山林		ソノタ	70	同上	同上	同上	別添1の④参照			
5	同上	5-48-2	304	22-5	山林		スギ	71	同上	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
6	同上	5-48-2	304	22-6	山林		アカマツ	41	同上	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照	
7	同上	5-48-2	304	22-7	山林		ヒノキ	41	同上	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照	
8	同上	5-48-2	304	22-8	山林		アカマツ	70	同上	同上	同上	別添1の④参照			T
9	同上	5-51-2	304	18-1	山林	0.49	ソノタ	85	同上	同上	同上	別添1の④参照			
10	同上	5-51-2	304	18-2	山林		スギ	105	同上	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
11	同上	5-51-2	304	18-3	山林		アカマツ	85	同上	同上	同上	別添1の④参照			T



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在 地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	鶉住居町	5-48-2	304	22-1	山林	3.26	アカマツ	75				
2	同上	5-48-2	304	22-2	山林		ソノタ	63				
3	同上	5-48-2	304	22-3	山林		アカマツ	77				
4	同上	5-48-2	304	22-4	山林		ソノタ	70				
5	同上	5-48-2	304	22-5	山林		スギ	71				
6	同上	5-48-2	304	22-6	山林		アカマツ	41				
7	同上	5-48-2	304	22-7	山林		ヒノキ	41				
8	同上	5-48-2	304	22-8	山林		アカマツ	70				
9	同上	5-51-2	304	18-1	山林	0.49	ソノタ	85				
10	同上	5-51-2	304	18-2	山林		スギ	105				
11	同上	5-51-2	304	18-3	山林		アカマツ	85				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上)

釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	釜石市鶴住居町	5-48-2	304	22-5	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
②	釜石市鶴住居町	5-48-2	304	22-6	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者は、伐期を迎える間の10年ごとに間伐を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 伐期において、経営管理実施権者が主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	5-48-2	304	22-7	
③	釜石市鶴住居町	5-49	304	18-2	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
④	釜石市鶴住居町	5-48-2	304	22-1	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	5-48-2	304	22-2	
	釜石市鶴住居町	5-48-2	304	22-3	
	釜石市鶴住居町	5-48-2	304	22-4	
	釜石市鶴住居町	5-48-2	304	22-8	
	釜石市鶴住居町	5-49	304	18-1	
	釜石市鶴住居町	5-49	304	18-3	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班 小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt; (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合) (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt; (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶴住居町	5-48-2	304 22-1	
	釜石市鶴住居町	5-48-2	304 22-3	
	釜石市鶴住居町	5-48-2	304 22-5	
	釜石市鶴住居町	5-48-2	304 22-8	
	釜石市鶴住居町	5-48-2	304 22-6	
	釜石市鶴住居町	5-48-2	304 22-7	
②	所在	地番	林班 小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶴住居町	5-49	304 18-2	
	釜石市鶴住居町	23-53	325 18-3	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整番	理号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 釜石市長 野田 武則			(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	鶺住居町	20-34-1	267	3-1	山林	2.88	ソノタレ	83	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の④参照			
2	同上	20-34-1	267	3-2	山林		アカマツ	66	同上	同上	別添1の④参照			T
3	同上	20-34-1	267	3-3	山林		アカマツ	66	同上	同上	別添1の④参照			T
4	同上	20-34-1	267	4-1	山林		スギ	66	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考	
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	鵜住居町	20-34-1	267	3-1	山林	2.88	ソノダ	83					
2	同上	20-34-1	267	3-2	山林		アカマツ	66					
3	同上	20-34-1	267	3-3	山林		アカマツ	66					
4	同上	20-34-1	267	4-1	山林		スギ	66					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上)

釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 (同上)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
③	釜石市鶴住居町	20-34-1	267	4-1	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
④	釜石市鶴住居町	20-34-1	267	3-1	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年(1)回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	釜石市鶴住居町	20-34-1	267	3-2	
	釜石市鶴住居町	20-34-1	267	3-3	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	
②	釜石市鶴住居町	20-34-1	267	4-1	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。  (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 理 番 号	集D-11	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所 在 地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	鶉住居町	2-40-1	306	2-1	山林	2.33	スギ	55	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
2	同上	2-40-1	306	2-2	山林		スギ	46	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
3	同上	2-40-1	306	2-3	山林		ソウダ	66	同上	同上	別添1の④参照			
4	同上	2-40-1	306	2-4	山林		スギ	45	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
5	同上	2-40-1	306	2-5	山林		ソウダ	66	同上	同上	別添1の④参照			
6	同上	2-40-1	306	2-6	山林		ソウダ	44	同上	同上	別添1の④参照			
7	同上	2-40-1	306	2-7	山林		ソウダ	66	同上	同上	別添1の④参照			
8	同上	2-40-1	306	2-8	山林		ヒノキ	34	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	鶺住居町	2-40-1	306	2-1	2.33	スギ	55					
2	同上	2-40-1	306	2-2		スギ	46					
3	同上	2-40-1	306	2-3		ソノタ	66					
4	同上	2-40-1	306	2-4		スギ	45					
5	同上	2-40-1	306	2-5		ソノタ	66					
6	同上	2-40-1	306	2-6		ソノタ	44					
7	同上	2-40-1	306	2-7		ソノタ	66					
8	同上	2-40-1	306	2-8		ヒノキ	34					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。



別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班		
③	釜石市鶴住居町	2-40-1	306	2-1	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	釜石市鶴住居町	2-40-1	306	2-2	
	釜石市鶴住居町	2-40-1	306	2-4	
	釜石市鶴住居町	2-40-1	306	2-8	
④	釜石市鶴住居町	2-40-1	306	2-3	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年(1)回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	釜石市鶴住居町	2-40-1	306	2-5	
	釜石市鶴住居町	2-40-1	306	2-6	
	釜石市鶴住居町	2-40-1	306	2-7	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法
所在	地番	林班	小班		
②	釜石市鶴住居町	2-40-1	306	2-1	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。  (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
	釜石市鶴住居町	2-40-1	306	2-2	
	釜石市鶴住居町	2-40-1	306	2-4	
	釜石市鶴住居町	2-40-1	306	2-8	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-12	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称) 釜石市長 野田 武則			(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)													経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期								
1	鶴住居町	10-102-1	297	31-9	山林	0.54	アカマツ	66	2023. 8. 1	20年 (2044. 3. 31)	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照				
2	同上	10-102-1	297	31-10	山林		ソノタ	69	同上	同上	別添1の④参照						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在 地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	鶉住居町	10-102-1	297	31-9	山林	0.54	アカツ	66				
2	同上	10-102-1	297	31-10	山林		ソノ丸	69				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班		
③ 釜石市鶴住居町	10-102-1	297	31-9	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	
④ 釜石市鶴住居町	10-102-1	297	31-10	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年(1)回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法
所在	地番	林班	小班		
② 釜石市鶴住居町	10-102-1	297	31-9	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。  (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。  
(支払先) 甲の指定する口座

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-13	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称) 釜石市長 野田 武則			(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容(C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	鶉住居町	30-21-4	289	12-1	山林	1.58	スギ	55	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	同上	30-21-4	289	12-2	山林		アカマツ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
3	同上	20-85	268	15-3	山林	1.58	カラマツ	63	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
4	同上	20-85	268	16-1	山林		カラマツ	62	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
5	同上	20-85	268	16-2	山林		アカマツ	62	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
6	同上	20-85	268	16-3	山林		スギ	59	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
7	同上	20-85	268	16-4	山林		ソノタ	10	同上	同上	別添1の④参照			

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	鵜住居町	30-21-4	289	12-1	山林	1.58	スギ	55				
2	同上	30-21-4	289	12-2	山林		アカマツ	55				
3	同上	20-85	268	15-3	山林	1.58	カラマツ	63				
4	同上	20-85	268	16-1	山林		カラマツ	62				
5	同上	20-85	268	16-2	山林		アカマツ	62				
6	同上	20-85	268	16-3	山林		スギ	59				
7	同上	20-85	268	16-4	山林		ソノタチ	10				

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
① 釜石市鶉住居町	30-21-4	289	12-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	30-21-4	289	12-2	
③ 釜石市鶉住居町	20-85	268	15-3	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	20-85	268	16-1	
	20-85	268	16-2	
	20-85	268	16-3	
④ 釜石市鶉住居町	20-85	268	16-4	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶴住居町	30-21-4	289	12-1	
	釜石市鶴住居町	30-21-4	289	12-2	
②	所在	地番	林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶴住居町	20-85	268	15-3	
	釜石市鶴住居町	20-85	268	16-1	
	釜石市鶴住居町	20-85	268	16-2	
	釜石市鶴住居町	20-85	268	16-3	



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 理 番 号	集D-14	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称)			(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	鶉住居町	28-31-21	270	36-1	山林	0.27	アカマツ	63	2023. 8. 1	20年 (2044. 3. 31)	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照		
2	同上	28-31-21	270	36-3	山林		スギ	64	同上	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在 地 番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	鶉住居町	28-31-21	270	36-1	山林	0.27	アカマツ	63				
2	同上	28-31-21	270	36-3	山林		スギ	64				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班		
③	釜石市鶴住居町	28-31-21	270	36-1	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	釜石市鶴住居町	28-31-21	270	36-3	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法
所在	地番	林班	小班		
②	釜石市鶴住居町	28-31-21	270	36-1	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。  (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
	釜石市鶴住居町	28-31-21	270	36-3	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。  
(支払先) 甲の指定する口座

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-15	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称)			(所在地)						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
1	鶉住居町	13-109-5	295	8-3	山林	0.97	アカマツ	59	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の④参照			T
2	同上	13-109-5	295	8-4	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
3	同上	13-109-5	295	10-1	山林		スギ	61	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
4	同上	13-109-5	295	10-2	山林		アカマツ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在 地 番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	鶉住居町	13-109-5	295	8-3	山林	0.97	アカマツ	59				
2	同上	13-109-5	295	8-4	山林		スギ	55				
3	同上	13-109-5	295	10-1	山林		スギ	61				
4	同上	13-109-5	295	10-2	山林		アカマツ	56				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上）	釜石市長 野田 武則
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上）	████████████████████

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
① 釜石市鶉住居町	13-109-5	295	8-4	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	13-109-5	295	10-1	
	13-109-5	295	10-2	
④ 釜石市鶉住居町	13-109-5	295	8-3	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班 小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶴住居町	13-109-5	295 8-4	
	釜石市鶴住居町	13-109-5	295 10-1	
	釜石市鶴住居町	13-109-5	295 10-2	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-16	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)				(所在地)							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)				(住所又は所在地)							
		乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)								経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	鶉住居町	13-109-2	295	9-1	山林	0.16	スギ	47	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照		



乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	鶺住居町		13-109-2	295	9-1	山林	0.16	スギ	47			

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上）	釜石市長 野田 武則
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上）	[Redacted]

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班		
③ 釜石市鶴住居町	13-109-2	295	9-1	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法
所在	地番	林班	小班		
② 釜石市鶴住居町	13-109-2	295	9-1	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。  (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。  
(支払先) 甲の指定する口座

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-17	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) 釜石市長 野田 武則			(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の存続期間(終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期						
1	鵜住居町	13-109-6	295	8-5	山林	0.17	アカマツ	56	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照		
2	同上	29-30-2	271	14-1	山林	2.08	スギ	65	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
3	同上	29-30-2	271	14-2	山林		スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
4	同上	29-30-2	271	14-3	山林		アカマツ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
5	同上	29-30-2	271	14-4	山林		ソノタ	56	同上	同上	別添1の④参照				

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所 在 地 番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類			
1	鵜住居町	13-109-6	295	8-5	山林	0.17	アカマツ	56					
2	同上	29-30-2	271	14-1	山林	2.08	スギ	65					
3	同上	29-30-2	271	14-2	山林		スギ	56					
4	同上	29-30-2	271	14-3	山林		アカマツ	56					
5	同上	29-30-2	271	14-4	山林		ソウダシ	56					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	地番	林班	小班		
①	釜石市鶉住居町	29-30-2	271	14-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶉住居町	29-30-2	271	14-2	
	釜石市鶉住居町	29-30-2	271	14-3	
③	釜石市鶉住居町	13-109-6	295	8-5	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
④	釜石市鶉住居町	29-30-2	271	14-4	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年(1)回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班 小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶉住居町	29-30-2	271 14-1	
	釜石市鶉住居町	29-30-2	271 14-2	
	釜石市鶉住居町	29-30-2	271 14-3	
②	所在	地番	林班 小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶉住居町	13-109-6	295 8-5	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 理 番 号	集D-18	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在 地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期					
1	鶉住居町	27-14-2	270	11-4	山林	0.60	スギ	54	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	同上	27-14-2	270	11-8	山林		ソノノ	69	同上	同上	別添1の④参照			





別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
① 釜石市鶴住居	27-14-2	270	11-4	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
④ 釜石市鶴住居	27-14-2	270	11-8	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
①	所在	地番	林班 小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt; (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合) (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt; (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶉住居	27-14-2	270 11-4	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 理 番 号	集D-19	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 釜石市長 野田 武則					(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)					(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)													備考	
番号	所 在 地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法		乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
1	片岸町	8-130-9	298	17-1	山林	0.97	アカマツ	61	2023. 8. 1	20年 (2044. 3. 31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	同上	8-130-9	298	17-2	山林		スギ	65	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
3	同上	8-130-9	298	17-3	山林		スギ	73	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
4	同上	8-130-9	298	17-4	山林		スギ	64	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
5	同上	8-130-9	298	17-5	山林		アカマツ	42	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照	
6	同上	10-110-9	297	9-1	保安林	0.94	ソノザケ	69	同上	同上	別添1の④参照			
7	同上	10-110-9	297	9-2	保安林		スギ	62	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
8	同上	10-110-9	297	9-3	保安林		スギ	69	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在 地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	片岸町	8-130-9	298	17-1	山林	0.97	アカマツ	61				
2	同上	8-130-9	298	17-2	山林		スギ	65				
3	同上	8-130-9	298	17-3	山林		スギ	73				
4	同上	8-130-9	298	17-4	山林		スギ	64				
5	同上	8-130-9	298	17-5	山林		アカマツ	42				
6	同上	10-110-9	297	9-1	保安林	0.94	ソノタ	69				
7	同上	10-110-9	297	9-2	保安林		スギ	62				
8	同上	10-110-9	297	9-3	保安林		スギ	69				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上)

釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	地番	林班	小班		
①	釜石市片岸町	8-130-9	298	17-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市片岸町	8-130-9	298	17-2	
	釜石市片岸町	8-130-9	298	17-3	
	釜石市片岸町	8-130-9	298	17-4	
	釜石市片岸町	10-110-9	297	9-2	
	釜石市片岸町	10-110-9	297	9-3	
②	釜石市片岸町	8-130-9	298	17-5	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者は、伐期を迎える間の10年ごとに間伐を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 伐期において、経営管理実施権者が主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
④	釜石市片岸町	10-110-9	297	9-1	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>(伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市片岸町	8-130-9	298	17-1	
	釜石市片岸町	8-130-9	298	17-2	
	釜石市片岸町	8-130-9	298	17-3	
	釜石市片岸町	8-130-9	298	17-4	
	釜石市片岸町	8-130-9	298	17-5	
	釜石市片岸町	10-110-9	297	9-2	
	釜石市片岸町	10-110-9	297	9-3	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 番	理 号	集D-20	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)						(名称) 釜石市長 野田 武則				(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号					
			経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)						(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢										
1	片岸町	10-59	297	25-4	山林	0.27	スギ	57	2023. 8. 1	20年 (2044. 3. 31)	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照					

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	片岸町	10-59	297	25-4	山林	0.27	スギ	57				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住所 (同上) 釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所 (同上) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。



別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
③	釜石市鶴住居町	23-53	325	8-1	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	
②	釜石市鶴住居町	23-53	325	8-1	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。  (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。  
(支払先) 甲の指定する口座

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-22	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称)			(所在地)						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	片岸町	10-111-1	297	2-1	山林	2.89	アカマツ	81	2023.8.1	20年(2044.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	同上	10-111-1	297	2-2	山林		スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
3	同上	10-111-1	297	2-3	山林		スギ	69	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
4	同上	10-111-1	297	2-4	山林		アカマツ	62	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
5	同上	10-108-1	297	13-1	保安林	2.12	アカマツ	53	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
6	同上	10-108-1	297	13-2	保安林		スギ	50	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
7	同上	10-108-1	297	13-3	保安林		スギ	79	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
8	同上	10-108-1	297	13-4	保安林		アカマツ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
9	同上	10-108-1	297	13-5	保安林		スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
10	同上	10-108-1	297	13-6	保安林		スギ	91	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
11	同上	10-108-1	297	13-7	保安林		アカマツ	57	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
12	同上	10-108-1	297	13-8	保安林		ソウダシ	79	同上	同上	別添1の④参照			
13	同上	10-57-3	297	25-9	山林	0.34	スギ	40	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在 地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	片岸町	10-111-1	297	2-1	山林	2.89	アカマツ	81				
2	同上	10-111-1	297	2-2	山林		スギ	58				
3	同上	10-111-1	297	2-3	山林		スギ	69				
4	同上	10-111-1	297	2-4	山林		アカマツ	62				
5	同上	10-108-1	297	13-1	保安林	2.12	アカマツ	53				
6	同上	10-108-1	297	13-2	保安林		スギ	50				
7	同上	10-108-1	297	13-3	保安林		スギ	79				
8	同上	10-108-1	297	13-4	保安林		アカマツ	63				
9	同上	10-108-1	297	13-5	保安林		スギ	63				
10	同上	10-108-1	297	13-6	保安林		スギ	91				
11	同上	10-108-1	297	13-7	保安林		アカマツ	57				
12	同上	10-108-1	297	13-8	保安林		ソノタシ	79				
13	同上	10-57-3	297	25-9	山林	0.34	スギ	40				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上)

釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	地番	林班	小班		
①	釜石市片岸町	10-111-1	297	2-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市片岸町	10-111-1	297	2-2	
	釜石市片岸町	10-111-1	297	2-3	
	釜石市片岸町	10-111-1	297	2-4	
	釜石市片岸町	10-108-1	297	13-1	
	釜石市片岸町	10-108-1	297	13-2	
	釜石市片岸町	10-108-1	297	13-3	
	釜石市片岸町	10-108-1	297	13-4	
	釜石市片岸町	10-108-1	297	13-5	
	釜石市片岸町	10-108-1	297	13-6	
釜石市片岸町	10-108-1	297	13-7		
③	釜石市片岸町	10-57-3	297	25-9	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
④	釜石市片岸町	10-108-1	297	13-8	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在	地番	林班 小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市片岸町	10-111-1	297 2-1	
	釜石市片岸町	10-111-1	297 2-2	
	釜石市片岸町	10-111-1	297 2-3	
	釜石市片岸町	10-111-1	297 2-4	
	釜石市片岸町	10-108-1	297 13-1	
①	釜石市片岸町	10-108-1	297 13-2	
	釜石市片岸町	10-108-1	297 13-3	
	釜石市片岸町	10-108-1	297 13-4	
	釜石市片岸町	10-108-1	297 13-5	
	釜石市片岸町	10-108-1	297 13-6	
	釜石市片岸町	10-108-1	297 13-7	
	所在	地番	林班 小班	
②	釜石市片岸町	10-57-3	297 25-9	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-23	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) 釜石市長 野田 武則			(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢							
1	片岸町	9-82	299	5-1	山林	5.22	ソノタ	76	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の④参照				
2	同上	9-82	299	5-2	山林		スギ	71	同上	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
3	同上	9-82	299	5-3	山林		スギ	64	同上	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
4	同上	9-82	299	5-4	山林		スギ	64	同上	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
5	同上	9-82	299	5-6-1	山林		ソノタ	66	同上	同上	同上	別添1の④参照			
6	同上	9-82	299	5-6-2	山林		アカマツ	64	同上	同上	同上	別添1の④参照			T

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所 在 地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	片岸町	9-82	299	5-1	山林	5.22	ソノタ	76				
2	同上	9-82	299	5-2	山林		スギ	71				
3	同上	9-82	299	5-3	山林		スギ	64				
4	同上	9-82	299	5-4	山林		スギ	64				
5	同上	9-82	299	5-6-1	山林		ソノタ	66				
6	同上	9-82	299	5-6-2	山林		アカマツ	64				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上)

釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
① 釜石市片岸町	9-82	299	5-2	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	9-82	299	5-3	
	9-82	299	5-4	
④ 釜石市片岸町	9-82	299	5-1	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	9-82	299	5-6-1	
	9-82	299	5-6-2	



別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班 小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市片岸町	9-82	299 5-2	
	釜石市片岸町	9-82	299 5-3	
	釜石市片岸町	9-82	299 5-4	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-24	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)									
		乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考		
1	鵜住居町	21-26-1	266	23-1	5.87	スギ	54	2023.8.1	20年(2044.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照			
2	同上	21-26-1	266	23-2		ソノノ	98	同上	同上	別添1の④参照					
3	同上	21-26-1	266	23-3		ソノノ	25	同上	同上	別添1の④参照					
4	同上	21-26-1	266	23-4-1		スギ	65	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照			
5	同上	21-26-1	266	23-4-2		ソノノ	65	同上	同上	別添1の④参照					
6	同上	21-26-1	266	23-5		スギ	54	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照			
7	同上	21-26-1	266	23-6		ソノノ	25	同上	同上	別添1の④参照					
8	同上	21-26-1	266	23-7		ソノノ	25	同上	同上	別添1の④参照					
9	同上	21-26-1	266	23-8		ソノノ	25	同上	同上	別添1の④参照					
10	同上	21-26-1	266	23-9		ソノノ	25	同上	同上	別添1の④参照					
11	同上	22-39-1	266	24-4	0.74	ソノノ	89	同上	同上	別添1の④参照					
12	同上	22-39-1	266	24-5		スギ	89	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照			
13	同上	22-28-1	266	18-2	0.43	スギ	76	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照			
14	同上	22-28-1	266	19-1		スギ	88	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照			
15	同上	22-28-1	266	20-1		スギ	94	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照			
16	同上	22-38-1	266	17-3	0.19	スギ	96	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照			

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	鶉住居町	21-26-1	266	23-1	山林	5.87	スギ	54				
2	同上	21-26-1	266	23-2	山林		ソノノ	98				
3	同上	21-26-1	266	23-3	山林		ソノノ	25				
4	同上	21-26-1	266	23-4-1	山林		スギ	65				
5	同上	21-26-1	266	23-4-2	山林		ソノノ	65				
6	同上	21-26-1	266	23-5	山林		スギ	54				
7	同上	21-26-1	266	23-6	山林		ソノノ	25				
8	同上	21-26-1	266	23-7	山林		ソノノ	25				
9	同上	21-26-1	266	23-8	山林		ソノノ	25				
10	同上	21-26-1	266	23-9	山林		ソノノ	25				
11	同上	22-39-1	266	24-4	山林	0.74	ソノノ	89				
12	同上	22-39-1	266	24-5	山林		スギ	89				
13	同上	22-28-1	266	18-2	山林	0.43	スギ	76				
14	同上	22-28-1	266	19-1	山林		スギ	88				
15	同上	22-28-1	266	20-1	山林		スギ	94				
16	同上	22-38-1	266	17-3	山林	0.19	スギ	96				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上)

釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 (同上)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	釜石市鶴住居町	21-26-1	266	23-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	21-26-1	266	23-4-1	
	釜石市鶴住居町	21-26-1	266	23-5	
	釜石市鶴住居町	22-39-1	266	24-5	
③	釜石市鶴住居町	22-28-1	266	18-2	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	22-28-1	266	19-1	
	釜石市鶴住居町	22-28-1	266	20-1	
	釜石市鶴住居町	22-38-1	266	17-3	
④	釜石市鶴住居町	21-26-1	266	23-2	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年(1)回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	21-26-1	266	23-3	
	釜石市鶴住居町	21-26-1	266	23-4-2	
	釜石市鶴住居町	21-26-1	266	23-6	
	釜石市鶴住居町	21-26-1	266	23-7	
	釜石市鶴住居町	21-26-1	266	23-8	
	釜石市鶴住居町	21-26-1	266	23-9	
釜石市鶴住居町	22-39-1	266	24-4		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶉住居町	21-26-1	266	23-1	
	釜石市鶉住居町	21-26-1	266	23-4-1	
	釜石市鶉住居町	21-26-1	266	23-5	
	釜石市鶉住居町	22-39-1	266	24-5	
②	所在	地番	林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶉住居町	22-28-1	266	18-2	
	釜石市鶉住居町	22-28-1	266	19-1	
	釜石市鶉住居町	22-28-1	266	20-1	
	釜石市鶉住居町	22-38-1	266	17-3	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 理 番 号	集D-25	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 釜石市長 野田 武則				(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)				(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	片岸町	8-134-4	298	7-1	山林	4.00	ソノタL	61	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の④参照				
2	同上	8-134-4	298	7-2	山林		スギ	62	同上	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
3	同上	8-134-4	298	7-3	山林		スギ	71	同上	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
4	同上	8-134-4	298	7-4	山林		スギ	61	同上	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
5	同上	8-134-4	298	7-5	山林		ソノタL	66	同上	同上	同上	別添1の④参照			
6	同上	8-134-4	298	7-6-1	山林		アカマツ	76	同上	同上	同上	別添1の④参照			T
7	同上	8-134-4	298	7-6-2	山林		ソノタL	76	同上	同上	同上	別添1の④参照			
8	同上	8-134-4	298	8-1	山林		ソノタL	79	同上	同上	同上	別添1の④参照			
9	同上	8-134-4	298	8-2	山林		スギ	55	同上	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
10	同上	8-134-4	298	19-1	山林		スギ	54	同上	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	片岸町	8-134-4	298	7-1	4.00	ソノダ	61					
2	同上	8-134-4	298	7-2		スギ	62					
3	同上	8-134-4	298	7-3		スギ	71					
4	同上	8-134-4	298	7-4		スギ	61					
5	同上	8-134-4	298	7-5		ソノダ	66					
6	同上	8-134-4	298	7-6-1		アカマン	76					
7	同上	8-134-4	298	7-6-2		ソノダ	76					
8	同上	8-134-4	298	8-1		ソノダ	79					
9	同上	8-134-4	298	8-2		スギ	55					
10	同上	8-134-4	298	19-1		スギ	54					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に 2 段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1 筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に 2 段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	地番	林班	小班		
①	釜石市片岸町	8-134-4	298	7-2	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市片岸町	8-134-4	298	7-3	
	釜石市片岸町	8-134-4	298	7-4	
	釜石市片岸町	8-134-4	298	8-2	
	釜石市片岸町	8-134-4	298	19-1	
④	釜石市片岸町	8-134-4	298	7-1	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年(1)回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市片岸町	8-134-4	298	7-5	
	釜石市片岸町	8-134-4	298	7-6-1	
	釜石市片岸町	8-134-4	298	7-6-2	
	釜石市片岸町	8-134-4	298	8-1	



別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実現時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市片岸町	8-134-4	298	7-2	
	釜石市片岸町	8-134-4	298	7-3	
	釜石市片岸町	8-134-4	298	7-4	
	釜石市片岸町	8-134-4	298	8-2	
	釜石市片岸町	8-134-4	298	19-1	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-26	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		釜石市長 野田 武則		岩手県釜石市只越町3丁目9番13号								
				(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	鵜住居町	20-64-2	267	11-1	山林	2.29	ソノカ	65	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の④参照			
2	同上	20-64-2	267	11-2	山林		スギ	68	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
3	同上	20-64-2	267	11-3	山林		スギ	66	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
4	同上	20-64-2	267	11-4	山林		スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
5	同上	20-64-2	267	11-5	山林		アカマツ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
6	同上	20-64-2	267	11-6	山林		アカマツ	63	同上	同上	別添1の④参照			T
7	同上	20-64-2	267	11-7	山林		アカマツ	62	同上	同上	別添1の④参照			T
8	同上	20-64-2	267	12-1	山林		ソノカ	64	同上	同上	別添1の④参照			

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在 地	番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	鶺住居町	20-64-2	267	11-1	山林	2.29	ソノ丸	65				
2	同上	20-64-2	267	11-2	山林		スギ	68				
3	同上	20-64-2	267	11-3	山林		スギ	66				
4	同上	20-64-2	267	11-4	山林		スギ	63				
5	同上	20-64-2	267	11-5	山林		アカマツ	63				
6	同上	20-64-2	267	11-6	山林		アカマツ	63				
7	同上	20-64-2	267	11-7	山林		アカマツ	62				
8	同上	20-64-2	267	12-1	山林		ソノ丸	64				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上)

釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班		
①	釜石市鶴住居町	20-64-2	267	11-2	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	20-64-2	267	11-3	
	釜石市鶴住居町	20-64-2	267	11-4	
	釜石市鶴住居町	20-64-2	267	11-5	
④	釜石市鶴住居町	20-64-2	267	11-1	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	20-64-2	267	11-6	
	釜石市鶴住居町	20-64-2	267	11-7	
	釜石市鶴住居町	20-64-2	267	12-1	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
釜石市鶉住居町	20-64-2	267	11-2	
釜石市鶉住居町	20-64-2	267	11-3	
① 釜石市鶉住居町	20-64-2	267	11-4	
釜石市鶉住居町	20-64-2	267	11-5	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-27	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称)			(所在地)						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	片岸町	10-102-6	297	31-1	保安林	3.77	スギ	49	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	同上	10-102-6	297	31-2	保安林		スギ	74	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
3	同上	10-102-6	297	31-3	保安林		アカマツ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
4	同上	10-102-6	297	31-4	保安林		スギ	67	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
5	同上	10-102-6	297	31-5	保安林		アカマツ	72	同上	同上	別添1の④参照			T
6	同上	10-102-6	297	31-6	保安林		ソノダ	69	同上	同上	別添1の④参照			
7	同上	10-102-6	297	31-7	保安林		スギ	66	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
8	同上	10-102-6	297	31-8	保安林		スギ	52	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
9	同上	10-102-3	297	32-1	保安林	0.93 (0.36)	スギ	55	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
10	同上	10-102-3	297	32-2	保安林		スギ	59	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	片岸町	10-102-6	297	31-1	保安林	3.77	スギ	49				
2	同上	10-102-6	297	31-2	保安林		スギ	74				
3	同上	10-102-6	297	31-3	保安林		アカマツ	63				
4	同上	10-102-6	297	31-4	保安林		スギ	67				
5	同上	10-102-6	297	31-5	保安林		アカマツ	72				
6	同上	10-102-6	297	31-6	保安林		ソノタ	69				
7	同上	10-102-6	297	31-7	保安林		スギ	66				
8	同上	10-102-6	297	31-8	保安林		スギ	52				
9	同上	10-102-3	297	32-1	保安林	0.93 (0.36)	スギ	55				
10	同上	10-102-3	297	32-2	保安林		スギ	59				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上)

釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班		
①	釜石市片岸町	10-102-6	297	31-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市片岸町	10-102-6	297	31-2	
	釜石市片岸町	10-102-6	297	31-3	
	釜石市片岸町	10-102-6	297	31-4	
	釜石市片岸町	10-102-6	297	31-7	
	釜石市片岸町	10-102-6	297	31-8	
③	釜石市片岸町	10-102-3	297	32-1	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市片岸町	10-102-3	297	32-2	
④	釜石市片岸町	10-102-6	297	31-6	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年(1)回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市片岸町	10-102-6	297	31-6	



別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市片岸町	10-102-6	297	31-1	
	釜石市片岸町	10-102-6	297	31-2	
	釜石市片岸町	10-102-6	297	31-3	
	釜石市片岸町	10-102-6	297	31-4	
	釜石市片岸町	10-102-6	297	31-7	
	釜石市片岸町	10-102-6	297	31-8	
②	所在	地番	林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市片岸町	10-102-3	297	32-1	
	釜石市片岸町	10-102-3	297	32-2	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 番	理 号	集D-28	経営管理権の設定を受ける市町村 村(乙)						(名称) 釜石市長 野田 武則			(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号					
			経営管理権を設定する森林の森 林所有者(甲)						(氏名又は名称)			(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容(C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地 番	林 班	小 班	地 目	面 積 ha	現 況 樹 種	現 況 林 齢	経 営 管 理 権 の 始 期								
1	鶺住居町	28-31-8	270	19-1	山林	0.26	アカマツ	78	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照				
2	同上	28-31-8	270	19-2	山林		スギ	68	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照				

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所 在 地	番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	鶉住居町	28-31-8	270	19-1	山林	0.26	アカマツ	78					
2	同上	28-31-8	270	19-2	山林		スギ	68					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXXXX

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班		
③ 釜石市鶴住居町	28-31-8	270	19-1	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	
	28-31-8	270	19-2		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法
所在	地番	林班	小班		
② 釜石市鶴住居町	28-31-8	270	19-1	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。  (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。	
	28-31-8	270	19-2		

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。  
(支払先) 甲の指定する口座

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 理 番 号	集D-29	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称)			(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	片岸町	10-101-1	297	30-1	保安林	0.69	スギ	56	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
2	同上	10-101-1	297	30-2	保安林		スギ	66	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
3	同上	10-101-1	297	30-3	保安林		スギ	72	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
4	同上	10-101-1	297	30-4	保安林		アカマツ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
5	同上	10-101-1	297	30-5	保安林	ソノタ	54	同上	同上	別添1の④参照					
6	同上	10-101-3	297	29-1	保安林	0.11	スギ	59	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照		

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在 地	番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	片岸町	10-101-1	297	30-1	保安林	0.69	スギ	56				
2	同上	10-101-1	297	30-2	保安林		スギ	66				
3	同上	10-101-1	297	30-3	保安林		スギ	72				
4	同上	10-101-1	297	30-4	保安林		アカマツ	55				
5	同上	10-101-1	297	30-5	保安林		ソノタ	54				
6	同上	10-101-3	297	29-1	保安林	0.11	スギ	59				

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)	住 所 (同上)	釜石市長 野田 武則
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住 所 (同上)	[REDACTED]

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	地番	林班	小班		
①	釜石市片岸町	10-101-1	297	30-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市片岸町	10-101-1	297	30-2	
	釜石市片岸町	10-101-1	297	30-3	
	釜石市片岸町	10-101-1	297	30-4	
③	釜石市片岸町	10-101-3	297	29-1	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
④	釜石市片岸町	10-101-1	297	30-5	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年(1)回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班 小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市片岸町	10-101-1	297 30-1	
	釜石市片岸町	10-101-1	297 30-2	
	釜石市片岸町	10-101-1	297 30-3	
	釜石市片岸町	10-101-1	297 30-4	
②	所在	地番	林班 小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市片岸町	10-101-3	297 29-1	



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-30	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称) 釜石市長 野田 武則			(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容(C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	片岸町	8-137-4	298	6-1	山林	1.49	アカマツ	58	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	同上	8-137-4	298	6-2	山林		スギ	81	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
3	同上	8-137-4	298	6-3	山林		アカマツ	71	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
4	同上	9-145-2	299	35-1	山林	0.55	スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
5	同上	9-145-2	299	36-1	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考	
番号	所 在 地	番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	片岸町	8-137-4	298	6-1	山林	1.49	アカマツ	58					
2	同上	8-137-4	298	6-2	山林		スギ	81					
3	同上	8-137-4	298	6-3	山林		アカマツ	71					
4	同上	9-145-2	299	35-1	山林	0.55	スギ	56					
5	同上	9-145-2	299	36-1	山林		スギ	55					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	地番	林班	小班		
①	釜石市片岸町	8-137-4	298	6-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市片岸町	8-137-4	298	6-2	
	釜石市片岸町	8-137-4	298	6-3	
	釜石市片岸町	9-145-2	299	35-1	
	釜石市片岸町	9-145-2	299	35-2	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班 小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市片岸町	8-137-4	298 6-1	
	釜石市片岸町	8-137-4	298 6-2	
	釜石市片岸町	8-137-4	298 6-3	
	釜石市片岸町	9-145-2	299 35-1	
	釜石市片岸町	9-145-2	299 35-2	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-31	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
1	鶴住居町	9-50	303	15-1	山林	3.76	ソノタ	101	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の④参照		共有	
2	同上	9-50	303	15-2	山林		スギ	98	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	共有
3	同上	9-50	303	15-3	山林		スギ	98	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	共有
4	同上	9-50	303	15-4	山林		スギ	64	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	共有
5	同上	9-50	303	15-5	山林		スギ	84	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	共有
6	同上	20-68-5	267	19-3	山林	0.21	スギ	64	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	共有
7	同上	20-68-5	267	19-4	山林		スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	共有
8	同上	20-92-1	268	31-1	保安林	1.92	ソノタ	101	同上	同上	別添1の④参照		共有	
9	同上	20-92-1	268	31-2	保安林		スギ	67	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	共有
10	同上	20-92-1	268	31-3	保安林		タケ		同上	同上	別添1の④参照		共有	
11	同上	20-92-1	268	31-4	保安林		スギ	67	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	共有

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	鶉住居町	9-50	303	15-1	山林	3.76	ソノタ			共有		
2	同上	9-50	303	15-2	山林		スギ	98			共有	
3	同上	9-50	303	15-3	山林		スギ	98			共有	
4	同上	9-50	303	15-4	山林		スギ	64			共有	
5	同上	9-50	303	15-5	山林		スギ	84			共有	
6	同上	20-68-5	267	19-3	山林	0.21	スギ	64		共有		
7	同上	20-68-5	267	19-4	山林		スギ	63			共有	
8	同上	20-92-1	268	31-1	保安林	1.92	ソノタ	101		共有		
9	同上	20-92-1	268	31-2	保安林		スギ	67			共有	
10	同上	20-92-1	268	31-3	保安林		タケ				共有	
11	同上	20-92-1	268	31-4	保安林		スギ	67			共有	

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上)

釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 (同上)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	地番	林班	小班		
①	釜石市鶴住居町	9-50	303	15-2	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	9-50	303	15-3	
	釜石市鶴住居町	9-50	303	15-4	
	釜石市鶴住居町	9-50	303	15-5	
	釜石市鶴住居町	20-68-5	267	19-3	
	釜石市鶴住居町	20-68-5	267	19-4	
③	釜石市鶴住居町	20-92-1	268	31-2	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	20-92-1	268	31-4	
④	釜石市鶴住居町	9-50	303	15-1	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	20-92-1	268	31-1	
	釜石市鶴住居町	20-92-1	268	31-3	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶴住居町	9-50	303	15-2	
	釜石市鶴住居町	9-50	303	15-3	
	釜石市鶴住居町	9-50	303	15-4	
	釜石市鶴住居町	9-50	303	15-5	
	釜石市鶴住居町	20-68-5	267	19-3	
	釜石市鶴住居町	20-68-5	267	19-4	
②	所在	地番	林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶴住居町	20-92-1	268	31-2	
	釜石市鶴住居町	20-92-1	268	31-4	



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 理 番 号	集D-31	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称) 釜石市長 野田 武則			(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所 在 地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	鶉住居町	9-50	303	15-1	山林	3.76	ソノケ	101	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の④参照			共有
2	同上	9-50	303	15-2	山林		スギ	98	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	共有
3	同上	9-50	303	15-3	山林		スギ	98	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	共有
4	同上	9-50	303	15-4	山林		スギ	64	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	共有
5	同上	9-50	303	15-5	山林		スギ	84	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	共有
6	同上	20-68-5	267	19-3	山林	0.21	スギ	64	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	共有
7	同上	20-68-5	267	19-4	山林		スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	共有
8	同上	20-92-1	268	31-1	保安林	1.92	ソノケ	101	同上	同上	別添1の④参照			共有
9	同上	20-92-1	268	31-2	保安林		スギ	67	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	共有
10	同上	20-92-1	268	31-3	保安林		タケ		同上	同上	別添1の④参照			共有
11	同上	20-92-1	268	31-4	保安林		スギ	67	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	共有

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在 地	番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	鷓住居町	9-50	303	15-1	山林	3.76	ソノタ	101	[Redacted]	[Redacted]	共有	
2	同上	9-50	303	15-2	山林		スギ	98			共有	
3	同上	9-50	303	15-3	山林		スギ	98			共有	
4	同上	9-50	303	15-4	山林		スギ	64			共有	
5	同上	9-50	303	15-5	山林		スギ	84			共有	
6	同上	20-68-5	267	19-3	山林	0.21	スギ	64			共有	
7	同上	20-68-5	267	19-4	山林		スギ	63			共有	
8	同上	20-92-1	268	31-1	保安林	1.92	ソノタ	101			共有	
9	同上	20-92-1	268	31-2	保安林		スギ	67			共有	
10	同上	20-92-1	268	31-3	保安林		タケ				共有	
11	同上	20-92-1	268	31-4	保安林		スギ	67			共有	

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上)

釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班		
①	釜石市鶴住居町	9-50	303	15-2	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	9-50	303	15-3	
	釜石市鶴住居町	9-50	303	15-4	
	釜石市鶴住居町	9-50	303	15-5	
	釜石市鶴住居町	20-68-5	267	19-3	
	釜石市鶴住居町	20-68-5	267	19-4	
③	釜石市鶴住居町	20-92-1	268	31-2	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	20-92-1	268	31-4	
④	釜石市鶴住居町	9-50	303	15-1	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	20-92-1	268	31-1	
	釜石市鶴住居町	20-92-1	268	31-3	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶴住居町	9-50	303	15-2	
	釜石市鶴住居町	9-50	303	15-3	
	釜石市鶴住居町	9-50	303	15-4	
	釜石市鶴住居町	9-50	303	15-5	
	釜石市鶴住居町	20-68-5	267	19-3	
	釜石市鶴住居町	20-68-5	267	19-4	
②	所在	地番	林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶴住居町	20-92-1	268	31-2	
	釜石市鶴住居町	20-92-1	268	31-4	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集積D-32	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称)			(所在地)		
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)		
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												備考		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
1	鶴住居町	29-30-4	271	13-1	山林	2.86 (2.27)	スギ	57	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	同上	29-30-4	271	13-2	山林		アカマツ	57	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
3	同上	29-30-4	271	13-3	山林		ソノタ	91	同上	同上	別添1の④参照			
4	同上	29-30-4	271	13-4	山林		ソノタ	57	同上	同上	別添1の④参照			
5	同上	28-31-38	270	48-1	山林	0.42	スギ	83	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
6	同上	28-31-38	270	48-2	山林		スギ	68	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
7	同上	28-31-18	270	35-1	山林	0.31	ソノタ	61	同上	同上	別添1の④参照			
8	同上	28-31-18	270	35-2	山林		スギ	66	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在 地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	鶴住居町	29-30-4	271	13-1	山林	2.86 (2.27)	スギ	57				
2	同上	29-30-4	271	13-2	山林		アカマツ	57				
3	同上	29-30-4	271	13-3	山林		ソノ刈	91				
4	同上	29-30-4	271	13-4	山林		ソノ刈	57				
5	同上	28-31-38	270	48-1	山林	0.42	スギ	83				
6	同上	28-31-38	270	48-2	山林		スギ	68				
7	同上	28-31-18	270	35-1	山林	0.31	ソノ刈	61				
8	同上	28-31-18	270	35-2	山林		スギ	66				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上)

釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	地番	林班	小班		
①	釜石市鶴住居町	29-30-4	271	13-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	29-30-4	271	13-2	
	釜石市鶴住居町	28-31-38	270	48-1	
	釜石市鶴住居町	28-31-38	270	48-2	
③	釜石市鶴住居町	28-31-18	270	35-2	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
④	釜石市鶴住居町	29-30-4	271	13-3	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	29-30-4	271	13-4	
	釜石市鶴住居町	28-31-18	270	35-1	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班 小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶉住居町	29-30-4	271 13-1	
	釜石市鶉住居町	29-30-4	271 13-2	
	釜石市鶉住居町	28-31-38	270 48-1	
	釜石市鶉住居町	28-31-38	270 48-2	
②	所在	地番	林班 小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶉住居町	28-31-18	270 35-2	



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-33	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称)			(所在地)							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
1	鶴住居町	1-17	307	9-1-1	山林	5.28	ソノケ	65	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の④参照				
2	同上	1-17	307	9-1-2	山林		アカマツ	65	同上	同上	別添1の④参照				T
3	同上	1-17	307	9-2	山林		ソノケ	70	同上	同上	別添1の④参照				
4	同上	1-17	307	9-3	山林		スギ	45	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照		
5	同上	1-17	307	9-4	山林		ソノケ	25	同上	同上	別添1の④参照				
6	同上	1-17	307	9-5	山林		スギ	87	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
7	同上	1-17	307	9-6	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
8	同上	1-17	307	9-7	山林		アカマツ	74	同上	同上	別添1の④参照				T
9	同上	1-17	307	9-8	山林		スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
10	同上	1-17	307	9-9	山林		スギ	51	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
11	同上	1-17	307	9-10	山林		ソノケ	25	同上	同上	別添1の④参照				
12	同上	1-17	307	9-11	山林		ソノケ	25	同上	同上	別添1の④参照				
13	同上	1-17	307	9-12	山林		アカマツ	41	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照		

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	鶉住居町	1-17	307	9-1-1	山林	5.28	ソノ丸	65				
2	同上	1-17	307	9-1-2	山林		アカツ	65				
3	同上	1-17	307	9-2	山林		ソノ丸	70				
4	同上	1-17	307	9-3	山林		スギ	45				
5	同上	1-17	307	9-4	山林		ソノ丸	25				
6	同上	1-17	307	9-5	山林		スギ	87				
7	同上	1-17	307	9-6	山林		スギ	55				
8	同上	1-17	307	9-7	山林		アカツ	74				
9	同上	1-17	307	9-8	山林		スギ	56				
10	同上	1-17	307	9-9	山林		スギ	51				
11	同上	1-17	307	9-10	山林		ソノ丸	25				
12	同上	1-17	307	9-11	山林		ソノ丸	25				
13	同上	1-17	307	9-12	山林		アカツ	41				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上)

釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 (同上)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	地番	林班	小班		
①	釜石市鶴住居町	1-17	307	9-5	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	1-17	307	9-6	
	釜石市鶴住居町	1-17	307	9-8	
	釜石市鶴住居町	1-17	307	9-9	
②	釜石市鶴住居町	1-17	307	9-3	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者は、伐期を迎える間の10年ごとに間伐を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 伐期において、経営管理実施権者が主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	1-17	307	9-12	
④	釜石市鶴住居町	1-17	307	9-1-1	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	1-17	307	9-1-2	
	釜石市鶴住居町	1-17	307	9-2	
	釜石市鶴住居町	1-17	307	9-4	
	釜石市鶴住居町	1-17	307	9-7	
	釜石市鶴住居町	1-17	307	9-10	
	釜石市鶴住居町	1-17	307	9-11	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在	地番	林班 小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
①	釜石市鶴住居町	1-17	307 9-5	
	釜石市鶴住居町	1-17	307 9-6	
	釜石市鶴住居町	1-17	307 9-8	
	釜石市鶴住居町	1-17	307 9-9	
	釜石市鶴住居町	1-17	307 9-3	
	釜石市鶴住居町	1-17	307 9-12	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-34	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) 釜石市長 野田 武則			(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号		
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)		
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期					
1	鵜住居町	28-31-28	270	42-1	山林	0.40	スギ	63	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	同上	28-31-28	270	42-2	山林		ソノノ	64	同上	同上	別添1の④参照			

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	鵜住居町	28-31-28	270	42-1	山林	0.40	スギ	63				
2	同上	28-31-28	270	42-2	山林		ソノリ	64				

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	地番	林班	小班		
①	釜石市鶴住居町	28-31-28	270	42-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
④	釜石市鶴住居町	28-31-28	270	42-2	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	
①	釜石市鶴住居町	28-31-28	270 42-1	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-35	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 釜石市長 野田 武則					(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称)					(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)												備考	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容 (C)		木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法
1	鵜住居町	20-28-1	268	9-1	山林	0.25	スギ	51	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照
2	同上	20-28-1	268	10-1	山林		スギ	69	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照
3	同上	20-28-1	268	10-2	山林		スギ	84	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照



別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班		
	釜石市鶴住居町	20-28-1	268	9-1	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
③	釜石市鶴住居町	20-28-1	268	10-1	
	釜石市鶴住居町	20-28-1	268	10-2	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法
所在	地番	林班	小班		
	釜石市鶴住居町	20-28-1	268	9-1	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。  (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
②	釜石市鶴住居町	20-28-1	268	10-1	
	釜石市鶴住居町	20-28-1	268	10-2	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-36	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 釜石市長 野田 武則					(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称)					(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢									
1	鵜住居町	20-82-2	268	34-1	山林	3.05	アカマツ	65	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の④参照				T		
2	同上	20-82-2	268	34-2	山林		スギ	69	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照				
3	同上	20-82-2	268	34-4	山林		スギ	33	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照				
4	同上	20-82-2	268	34-5	山林		ヒキ	33	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照				
5	同上	20-82-2	268	34-6	山林		スギ	30	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照				
6	同上	20-82-2	268	34-7	山林		ヒキ	30	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照				
7	同上	20-82-2	268	34-8	山林		ヒキ	24	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照				
8	同上	20-82-2	268	34-9	山林		ヒキ	23	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照				

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	鶉住居町	20-82-2	268	34-1	山林	3.05	アカマツ	65					
2	同上	20-82-2	268	34-2	山林		スギ	69					
3	同上	20-82-2	268	34-4	山林		スギ	33					
4	同上	20-82-2	268	34-5	山林		ヒノキ	33					
5	同上	20-82-2	268	34-6	山林		スギ	30					
6	同上	20-82-2	268	34-7	山林		ヒノキ	30					
7	同上	20-82-2	268	34-8	山林		ヒノキ	24					
8	同上	20-82-2	268	34-9	山林		ヒノキ	23					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	釜石市鶴住居町	20-82-2	268	34-2	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	20-82-2	268	34-4	
	釜石市鶴住居町	20-82-2	268	34-5	
②	釜石市鶴住居町	20-82-2	268	34-6	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者は、伐期を迎える間の10年ごとに間伐を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 伐期において、経営管理実施権者が主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	20-82-2	268	34-7	
	釜石市鶴住居町	20-82-2	268	34-8	
	釜石市鶴住居町	20-82-2	268	34-9	
	釜石市鶴住居町	20-82-2	268	34-1	
④	釜石市鶴住居町	20-82-2	268	34-1	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶴住居町	20-82-2	268	34-2	
	釜石市鶴住居町	20-82-2	268	34-4	
	釜石市鶴住居町	20-82-2	268	34-5	
	釜石市鶴住居町	20-82-2	268	34-6	
	釜石市鶴住居町	20-82-2	268	34-7	
	釜石市鶴住居町	20-82-2	268	34-8	
	釜石市鶴住居町	20-82-2	268	34-9	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-37	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称)			(所在地)						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	片岸町	9-129	299	33-1	山林	0.55	スギ	81	2023.8.1	20年(2044.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	同上	9-129	299	34-1	山林		スギ	62	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
3	同上	9-129	299	35-1	山林		スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
4	同上	9-129	299	35-2	山林		ヒキ	33	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照	
5	同上	9-156-1	299	8-1-1	山林	2.34	アカマツ	80	同上	同上	別添1の④参照			T
6	同上	9-156-1	299	8-1-2	山林		ソノノ	80	同上	同上	別添1の④参照			
7	同上	9-156-1	299	8-2	山林		ソノノ	10	同上	同上	別添1の④参照			
8	同上	9-156-1	299	8-4	山林		スギ	52	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	片岸町	9-129	299	33-1	山林	0.55	スギ	81				
2	同上	9-129	299	34-1	山林		スギ	62				
3	同上	9-129	299	35-1	山林		スギ	56				
4	同上	9-129	299	35-2	山林		ヒノキ	33				
5	同上	9-156-1	299	8-1-1	山林	2.34	アカマツ	80				
6	同上	9-156-1	299	8-1-2	山林		ソノノ	80				
7	同上	9-156-1	299	8-2	山林		ソノノ	10				
8	同上	9-156-1	299	8-4	山林		スギ	52				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上)

釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班		
①	釜石市片岸町	9-129	299	33-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市片岸町	9-129	299	34-1	
	釜石市片岸町	9-129	299	35-1	
	釜石市片岸町	9-156-1	299	8-4	
②	釜石市片岸町	9-129	299	35-2	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者は、伐期を迎える間の10年ごとに間伐を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 伐期において、経営管理実施権者が主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
④	釜石市片岸町	9-156-1	299	8-1-1	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市片岸町	9-156-1	299	8-2	
	釜石市片岸町	9-156-1	299	8-4	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班 小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市片岸町	9-129	299 33-1	
	釜石市片岸町	9-129	299 34-1	
	釜石市片岸町	9-129	299 35-1	
	釜石市片岸町	9-156-1	299 8-4	
	釜石市片岸町	9-129	299 35-2	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-38	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称)			(所在地)					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)													
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	片岸町 9-141	299	37-1	山林	0.98	スギ	67	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	同上 9-141	299	37-2	山林		スギ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
3	同上 9-141	299	37-6	山林		スギ	44	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照	
4	同上 9-37	299	34-1	山林	0.15	スギ	62	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
5	同上 8-137-3	298	5-1	山林	0.80	ソノ	79	同上	同上	別添1の④参照			
6	同上 8-137-3	298	5-2	山林		アカマツ	66	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
7	同上 8-137-3	298	5-3-1	山林		スギ	66	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
8	同上 8-137-3	298	5-3-2	山林		アカマツ	65	同上	同上	別添1の④参照			T
9	同上 9-148-1	299	50-2	山林	0.78	スギ	88	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
10	同上 9-148-1	299	50-4	山林		スギ	63	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
11	同上 9-148-1	299	50-6	山林		アカマツ	44	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
12	同上 9-148-1	299	50-7	山林		スギ	44	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
13	同上 9-148-1	299	50-8	山林		ソノ	44	同上	同上	別添1の④参照			

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	片岸町	9-141	299	37-1	山林	0.98	スギ	67				
2	同上	9-141	299	37-2	山林		スギ	59				
3	同上	9-141	299	37-6	山林		スギ	44				
4	同上	9-37	299	34-1	山林	0.15	スギ	62				
5	同上	8-137-3	298	5-1	山林	0.80	ソノノ	79				
6	同上	8-137-3	298	5-2	山林		アカマツ	66				
7	同上	8-137-3	298	5-3-1	山林		スギ	66				
8	同上	8-137-3	298	5-3-2	山林		アカマツ	65				
9	同上	9-148-1	299	50-2	山林	0.78	スギ	88				
10	同上	9-148-1	299	50-4	山林		スギ	63				
11	同上	9-148-1	299	50-6	山林		アカマツ	44				
12	同上	9-148-1	299	50-7	山林		スギ	44				
13	同上	9-148-1	299	50-8	山林		ソノノ	44				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上)

釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 (同上)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	釜石市片岸町	9-141	299	37-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市片岸町	9-141	299	37-2	
	釜石市片岸町	9-37	299	34-1	
②	釜石市片岸町	9-141	299	37-6	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者は、伐期を迎える間の10年ごとに間伐を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 伐期において、経営管理実施権者が主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
③	釜石市片岸町	8-137-3	298	5-2	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市片岸町	8-137-3	298	5-3-1	
	釜石市片岸町	9-148-1	299	50-2	
	釜石市片岸町	9-148-1	299	50-4	
	釜石市片岸町	9-148-1	299	50-6	
	釜石市片岸町	9-148-1	299	50-7	
④	釜石市片岸町	8-137-3	298	5-1	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市片岸町	8-137-3	298	5-3-2	
	釜石市片岸町	9-148-1	299	50-8	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市片岸町	9-141	299	37-1	
	釜石市片岸町	9-141	299	37-2	
	釜石市片岸町	9-141	299	37-6	
	釜石市片岸町	9-37	299	34-1	
②	所在	地番	林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市片岸町	8-137-3	298	5-2	
	釜石市片岸町	8-137-3	298	5-3-1	
	釜石市片岸町	9-148-1	299	50-2	
	釜石市片岸町	9-148-1	299	50-4	
	釜石市片岸町	9-148-1	299	50-6	
釜石市片岸町	9-148-1	299	50-7		

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-39	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) 釜石市長 野田 武則			(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号		
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)		
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容(C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	片岸町	9-23	299	41-1	山林	0.62 (0.46)	スギ	62	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	同上	9-23	299	41-2	山林		スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
3	同上	9-23	299	41-3	山林		スギ	60	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
4	同上	8-135	298	9-1	山林	1.59 (1.15)	アカマツ	69	同上	同上	別添1の④参照			T
5	同上	8-135	298	9-3	山林		スギ	42	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
6	同上	8-135	298	9-4	山林		スギ	43	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	片岸町	9-23	299	41-1	山林	0.62 (0.46)	スギ	62				
2	同上	9-23	299	41-2	山林		スギ	56				
3	同上	9-23	299	41-3	山林		スギ	60				
4	同上	8-135	298	9-1	山林	1.59 (1.15)	アカマツ	69				
5	同上	8-135	298	9-3	山林		スギ	42				
6	同上	8-135	298	9-4	山林		スギ	43				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	釜石市片岸町	9-23	299	41-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市片岸町	9-23	299	41-2	
	釜石市片岸町	9-23	299	41-3	
③	釜石市片岸町	8-135	298	9-3	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市片岸町	8-135	298	9-4	
④	釜石市片岸町	8-135	298	9-1	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>	
	釜石市片岸町	9-23	299		41-1
	釜石市片岸町	9-23	299		41-2
	釜石市片岸町	9-23	299		41-3
②	所在	地番	林班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>	
	釜石市片岸町	8-135	298		9-1

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-40	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	鶴住居町	13-108	295	8-1	2.58 (1.97)	スギ	56	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	同上	13-108	295	8-2		アカマツ	58	同上	同上	別添1の④参照			T
3	同上	13-108	295	8-5		アカマツ	56	同上	同上	別添1の④参照			T
4	同上	13-109-4	295	10-1	1.87	スギ	61	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
5	同上	13-109-4	295	10-2		アカマツ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
6	同上	13-109-4	295	13-3		アカマツ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
7	同上	13-109-4	295	13-4		アカマツ	56	同上	同上	別添1の④参照			T
8	同上	13-109-4	295	13-5		アカマツ	71	同上	同上	別添1の④参照			T
9	同上	13-109-4	295	43-1		スギ	33	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	別添3参照	
10	同上	20-69-2	267	22-1		スギ	50	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
11	同上	20-69-2	267	22-2	スギ	66	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
12	同上	20-69-2	267	22-4	9.78	スギ	66	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
13	同上	20-69-2	267	22-5		ソノタ	66	同上	同上	別添1の④参照			
14	同上	20-69-2	267	22-6		アカマツ	50	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	

15	同上	27-12	270	12-1	山林	1. 29	スギ	78	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
16	同上	27-12	270	12-2	山林		ソノ刈	86	同上	同上	別添1の④参照				
17	同上	27-12	270	12-3	山林		スギ	70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
18	同上	27-12	270	12-5	山林		スギ	64	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
19	同上	27-12	270	12-7	山林		スギ	76	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
20	同上	27-14-1	270	11-2	山林	1. 21	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
21	同上	27-14-1	270	11-3	山林		スギ	66	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
22	同上	27-14-1	270	11-5	山林		スギ	69	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
23	同上	27-14-1	270	11-6	山林		ソノ刈	34	同上	同上	別添1の④参照				
24	同上	27-9-1	270	12-1	山林	0. 47	スギ	78	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
25	同上	27-9-1	270	12-5	山林		スギ	64	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
26	同上	5-55-1	304	19-1	山林	3. 29	ソノ刈	69	同上	同上	別添1の④参照				
27	同上	5-55-1	304	19-2	山林		ソノ刈	75	同上	同上	別添1の④参照				
28	同上	5-55-1	304	19-3	山林		アカマツ	41	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	別添3参照		
29	同上	5-55-1	304	19-4	山林		ヒキ	41	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	別添3参照		
30	同上	5-55-1	304	19-5	山林		ヒキ	41	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	別添3参照		
31	同上	5-55-1	304	19-6	山林		スギ	41	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	別添3参照		
32	同上	5-55-1	304	19-7	山林		アカマツ	41	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	別添3参照		
33	同上	5-55-1	304	19-8	山林		ヒキ	41	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	別添3参照		
34	同上	5-55-1	304	19-9	山林		スギ	41	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	別添3参照		
35	同上	5-55-1	304	19-10	山林		スギ	64	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
36	同上	5-55-1	304	19-11	山林		スギ	41	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	別添3参照		
37	同上	5-55-1	304	19-12	山林		ヒキ	41	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	別添3参照		
38	同上	5-55-1	304	19-13	山林		スギ	66	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
39	同上	5-55-1	304	19-14	山林		スギ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所 在 地	番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	鵜住居町	13-108	295	8-1	山林	2.58 (1.97)	スギ	56					
2	同上	13-108	295	8-2	山林		アカマツ	58					
3	同上	13-108	295	8-5	山林		アカマツ	56					
4	同上	13-109-4	295	10-1	山林	1.87	スギ	61					
5	同上	13-109-4	295	10-2	山林		アカマツ	56					
6	同上	13-109-4	295	13-3	山林		アカマツ	59					
7	同上	13-109-4	295	13-4	山林		アカマツ	56					
8	同上	13-109-4	295	13-5	山林		アカマツ	71					
9	同上	13-109-4	295	43-1	山林		スギ	33					
10	同上	20-69-2	267	22-1	山林		9.78	スギ	50				
11	同上	20-69-2	267	22-2	山林	スギ		66					
12	同上	20-69-2	267	22-4	山林	スギ		66					
13	同上	20-69-2	267	22-5	山林	ソノ刈		66					
14	同上	20-69-2	267	22-6	山林	アカマツ		50					
15	同上	27-12	270	12-1	山林	1.29	スギ	78					
16	同上	27-12	270	12-2	山林		ソノ刈	86					
17	同上	27-12	270	12-3	山林		スギ	70					
18	同上	27-12	270	12-5	山林		スギ	64					
19	同上	27-12	270	12-7	山林		スギ	76					
20	同上	27-14-1	270	11-2	山林	1.21	スギ	63					
21	同上	27-14-1	270	11-3	山林		スギ	66					
22	同上	27-14-1	270	11-5	山林		スギ	69					
23	同上	27-14-1	270	11-6	山林		ソノ刈	34					

24	同上	27-9-1	270	12-1	山林	0.47	スギ	78			
25	同上	27-9-1	270	12-5	山林		スギ	64			
26	同上	5-55-1	304	19-1	山林	3.29	ソノク	69			
27	同上	5-55-1	304	19-2	山林		ソノク	75			
28	同上	5-55-1	304	19-3	山林		アカマツ	41			
29	同上	5-55-1	304	19-4	山林		ヒノキ	41			
30	同上	5-55-1	304	19-5	山林		ヒノキ	41			
31	同上	5-55-1	304	19-6	山林		スギ	41			
32	同上	5-55-1	304	19-7	山林		アカマツ	41			
33	同上	5-55-1	304	19-8	山林		ヒノキ	41			
34	同上	5-55-1	304	19-9	山林		スギ	41			
35	同上	5-55-1	304	19-10	山林		スギ	64			
36	同上	5-55-1	304	19-11	山林		スギ	41			
37	同上	5-55-1	304	19-12	山林		ヒノキ	41			
38	同上	5-55-1	304	19-13	山林		スギ	66			
39	同上	5-55-1	304	19-14	山林		スギ	59			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
  - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - （3） （A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - （4） （A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
  - （5） （B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
釜石市鶴住居町	13-108	295	8-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
釜石市鶴住居町	13-109-4	295	10-1	
釜石市鶴住居町	13-109-4	295	10-2	
釜石市鶴住居町	13-109-4	295	10-3	
釜石市鶴住居町	10-69-2	267	22-1	
釜石市鶴住居町	10-69-2	267	22-2	
釜石市鶴住居町	10-69-2	267	22-4	
釜石市鶴住居町	10-69-2	267	22-6	
釜石市鶴住居町	27-12	270	12-1	
釜石市鶴住居町	27-12	270	12-3	
① 釜石市鶴住居町	27-12	270	12-5	
釜石市鶴住居町	27-12	270	12-7	
釜石市鶴住居町	27-14-1	270	11-2	
釜石市鶴住居町	27-14-1	270	11-3	
釜石市鶴住居町	27-14-1	270	11-5	
釜石市鶴住居町	27-9-1	270	12-1	
釜石市鶴住居町	27-9-1	270	12-5	
釜石市鶴住居町	5-55-1	304	19-10	
釜石市鶴住居町	5-55-1	304	19-13	
釜石市鶴住居町	5-55-1	304	19-14	



②	釜石市鶴住居町	13-109-4	295	43-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者は、伐期を迎える間の10年ごとに間伐を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 伐期において、経営管理実施権者が主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	5-55-1	304	19-3	
	釜石市鶴住居町	5-55-1	304	19-4	
	釜石市鶴住居町	5-55-1	304	19-5	
	釜石市鶴住居町	5-55-1	304	19-6	
	釜石市鶴住居町	5-55-1	304	19-7	
	釜石市鶴住居町	5-55-1	304	19-8	
	釜石市鶴住居町	5-55-1	304	19-9	
	釜石市鶴住居町	5-55-1	304	19-11	
	釜石市鶴住居町	5-55-1	304	19-12	
④	釜石市鶴住居町	13-108	295	8-2	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	13-108	295	8-5	
	釜石市鶴住居町	13-109-4	295	13-4	
	釜石市鶴住居町	13-109-4	295	13-5	
	釜石市鶴住居町	20-69-2	267	22-5	
	釜石市鶴住居町	27-12	270	12-2	
	釜石市鶴住居町	27-14-1	270	11-6	
	釜石市鶴住居町	5-55-1	304	19-1	
釜石市鶴住居町	5-55-1	304	19-2		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
釜石市鶴住居町	13-108	295	8-1	
釜石市鶴住居町	13-109-4	295	10-1	
釜石市鶴住居町	13-109-4	295	10-2	
釜石市鶴住居町	13-109-4	295	10-3	
釜石市鶴住居町	10-69-2	267	22-1	
釜石市鶴住居町	10-69-2	267	22-2	
釜石市鶴住居町	10-69-2	267	22-4	
釜石市鶴住居町	10-69-2	267	22-6	
釜石市鶴住居町	27-12	270	12-1	
釜石市鶴住居町	27-12	270	12-3	
釜石市鶴住居町	27-12	270	12-5	
釜石市鶴住居町	27-12	270	12-7	
釜石市鶴住居町	27-14-1	270	11-2	
釜石市鶴住居町	27-14-1	270	11-3	
① 釜石市鶴住居町	27-14-1	270	11-5	
釜石市鶴住居町	27-9-1	270	12-1	
釜石市鶴住居町	27-9-1	270	12-5	
釜石市鶴住居町	5-55-1	304	19-10	
釜石市鶴住居町	5-55-1	304	19-13	
釜石市鶴住居町	5-55-1	304	19-14	
釜石市鶴住居町	13-109-4	295	43-1	
釜石市鶴住居町	5-55-1	304	19-3	
釜石市鶴住居町	5-55-1	304	19-4	
釜石市鶴住居町	5-55-1	304	19-5	
釜石市鶴住居町	5-55-1	304	19-6	
釜石市鶴住居町	5-55-1	304	19-7	
釜石市鶴住居町	5-55-1	304	19-8	
釜石市鶴住居町	5-55-1	304	19-9	
釜石市鶴住居町	5-55-1	304	19-11	
釜石市鶴住居町	5-55-1	304	19-12	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 番 号	集D-41	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称) 釜石市長 野田 武則			(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号		
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)		
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)												備考		
番 号	所 在 地 番	林 班	小 班	地 目	面 積 ha	現 況 樹 種	現 況 林 齢	経営管理権 の 始 期	経営管理権 の 存 続 期 間 ( 終 期 ) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法		乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	
1	鶉住居町	6-56-3	292	4-1	山林	2.47	ソノケ	83	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の④参照			
2	同上	6-56-3	292	4-2	山林		スギ	66	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
3	同上	6-56-3	292	4-3	山林		スギ	66	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	鶉住居町	6-56-3	292	4-1	山林	2.47	ソノタ	83					
2	同上	6-56-3	292	4-2	山林		スギ	66					
3	同上	6-56-3	292	4-3	山林		スギ	66					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住所 (同上) 釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班		
③	釜石市鶴住居町	6-56-3	292	4-2	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	釜石市鶴住居町	6-56-3	292	4-3	
④	釜石市鶴住居町	6-56-3	292	4-1	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年(1)回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
所在	地番	林班	小班		
②	釜石市鶴住居町	6-56-3	292	4-2	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。  (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
	釜石市鶴住居町	6-56-3	292	4-3	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整番	理号	集D-43	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称) 釜石市長 野田 武則				(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号				
			経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)				(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容(C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	鶴住居町	13-111-35	295	34-1	山林	2.82	ソノケ	88	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の④参照			
2	同上	13-111-35	295	34-2	山林		スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
3	同上	13-111-35	295	34-3	山林		アカマツ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
4	同上	13-111-35	295	35-1	山林		スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
5	同上	13-111-35	295	35-2	山林		ソノケ	76	同上	同上	別添1の④参照			
6	同上	13-111-35	295	35-3	山林		アカマツ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
7	同上	13-111-35	295	35-4	山林		アカマツ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
8	同上	29-10	271	15-1	山林	0.86	スギ	88	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
9	同上	29-10	271	15-2	山林		スギ	57	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
10	同上	29-28-12	271	16-1	山林	1.49	ソノケ	76	同上	同上	別添1の④参照			
11	同上	29-28-12	271	16-2	山林		スギ	57	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
12	同上	29-28-12	271	16-3	山林		スギ	88	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
13	同上	29-28-12	271	16-4	山林		ソノケ	76	同上	同上	別添1の④参照			
14	同上	29-28-12	271	16-5	山林		スギ	72	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	

15	同上	28-31-33	270	51-1	山林	0.53	スギ	76	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
16	同上	28-31-33	270	51-2	山林		アカマツ	66	同上	同上	別添1の④参照				T
17	同上	28-31-33	270	51-3	山林		カマツ	76	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照		別添3参照	
18	同上	28-31-46	270	22-1	山林	0.15	スギ	90	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照		別添3参照	
19	同上	26-17-3	270	6-1	山林		アカマツ	88	同上	同上	別添1の④参照				T
20	同上	26-17-3	270	6-2	山林		スギ	78	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照		別添3参照	
21	同上	26-17-3	270	6-3	山林		ソノタ	76	同上	同上	別添1の④参照				
22	同上	26-17-3	270	6-4	山林		タケ		同上	同上	別添1の④参照				
23	同上	26-17-3	270	6-5	山林		スギ	88	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照		別添3参照	
24	同上	26-17-3	270	10-1	山林		アカマツ	103	同上	同上	別添1の④参照				T
25	同上	26-17-3	270	10-2	山林		スギ	95	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照		別添3参照	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類			
1	鶉住居町	13-111-35	295	34-1	山林	2.82	ソノタ	88					
2	同上	13-111-35	295	34-2	山林		スギ	58					
3	同上	13-111-35	295	34-3	山林		アカマツ	58					
4	同上	13-111-35	295	35-1	山林		スギ	56					
5	同上	13-111-35	295	35-2	山林		ソノタ	76					
6	同上	13-111-35	295	35-3	山林		アカマツ	59					
7	同上	13-111-35	295	35-4	山林		アカマツ	58					
8	同上	29-10	271	15-1	山林	0.86	スギ	88					
9	同上	29-10	271	15-2	山林		スギ	57					

10	同上	29-28-12	271	16-1	山林	1.49	ソノ丸	76			
11	同上	29-28-12	271	16-2	山林		スギ	57			
12	同上	29-28-12	271	16-3	山林		スギ	88			
13	同上	29-28-12	271	16-4	山林		ソノ丸	76			
14	同上	29-28-12	271	16-5	山林		スギ	72			
15	同上	28-31-33	270	51-1	山林	0.53	スギ	76			
16	同上	28-31-33	270	51-2	山林		アカマツ	66			
17	同上	28-31-33	270	51-3	山林		カラマツ	76			
18	同上	28-31-46	270	22-1	山林	0.15	スギ	90			
19	同上	26-17-3	270	6-1	山林	1.12	アカマツ	88			
20	同上	26-17-3	270	6-2	山林		スギ	78			
21	同上	26-17-3	270	6-3	山林		ソノ丸	76			
22	同上	26-17-3	270	6-4	山林		タケ				
23	同上	26-17-3	270	6-5	山林		スギ	88			
24	同上	26-17-3	270	10-1	山林		アカマツ	103			
25	同上	26-17-3	270	10-2	山林		スギ	95			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - （3） （A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - （4） （A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
  - （5） （B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。



別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
釜石市鶴住居町	13-111-35	295	34-2	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
釜石市鶴住居町	13-111-35	295	34-3	
釜石市鶴住居町	13-111-35	295	35-1	
釜石市鶴住居町	13-111-35	295	35-3	
釜石市鶴住居町	13-111-35	295	35-4	
釜石市鶴住居町	29-10	271	15-1	
① 釜石市鶴住居町	29-10	271	15-2	
釜石市鶴住居町	29-28-12	271	16-2	
釜石市鶴住居町	29-28-12	271	16-3	
釜石市鶴住居町	29-28-12	271	16-5	
釜石市鶴住居町	28-31-33	270	51-1	
釜石市鶴住居町	28-31-33	270	51-3	
釜石市鶴住居町	28-31-46	270	22-1	
釜石市鶴住居町	26-17-3	270	6-2	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
③ 釜石市鶴住居町	23-53	325	6-5	
釜石市鶴住居町	23-53	325	10-2	
釜石市鶴住居町	13-111-35	295	34-1	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年(1)回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
釜石市鶴住居町	13-111-35	295	35-2	
釜石市鶴住居町	29-28-12	271	16-1	
釜石市鶴住居町	29-28-12	271	16-4	
④ 釜石市鶴住居町	28-31-33	270	51-2	
釜石市鶴住居町	26-17-3	270	6-1	
釜石市鶴住居町	26-17-3	270	6-3	
釜石市鶴住居町	26-17-3	270	6-4	
釜石市鶴住居町	26-17-3	270	10-1	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶴住居町	13-111-35	295	34-2	
	釜石市鶴住居町	13-111-35	295	34-3	
	釜石市鶴住居町	13-111-35	295	35-1	
	釜石市鶴住居町	13-111-35	295	35-3	
	釜石市鶴住居町	13-111-35	295	35-4	
	釜石市鶴住居町	29-10	271	15-1	
	釜石市鶴住居町	29-10	271	15-2	
	釜石市鶴住居町	29-28-12	271	16-2	
	釜石市鶴住居町	29-28-12	271	16-3	
	釜石市鶴住居町	29-28-12	271	16-5	
	釜石市鶴住居町	28-31-33	270	51-1	
釜石市鶴住居町	28-31-33	270	51-3		
釜石市鶴住居町	28-31-46	270	22-1		
②	所在	地番	林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶴住居町	26-17-3	270	6-2	
	釜石市鶴住居町	23-53	325	6-5	
	釜石市鶴住居町	23-53	325	10-2	

# 経営管理権集積計画


## 1 個別事項

整 番	理 号	集D-46	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) 釜石市長 野田 武則				(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号				
			経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)						(氏名又は名称)				(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)												経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢									
1	鶴住居町	30-20-8	289	21-1	山林	2.70	アカツ	64	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照				
2	同上	30-20-8	289	21-2	山林		ソノノ	10	同上	同上	別添1の④参照						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在 地 番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	鵜住居町	30-20-8	289	21-1	山林	2.70	アカツ	64				
2	同上	30-20-8	289	21-2	山林		ソノク	10				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) 

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	釜石市鶉住居町	30-20-8	289	21-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
④	釜石市鶉住居町	30-20-8	325	21-2	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班 小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実現時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>	
	釜石市鶉住居町	30-20-8	289		21-1

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 理 番 号	集D-47	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) 釜石市長 野田 武則			(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容(C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在 地	番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	鶉住居町	28-31-10	270	21-1	山林	0.32	スギ	78	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照		
2	同上	28-31-10	270	21-3	山林		スギ	56	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照		
3	同上	28-31-10	270	21-4	山林		アカツ	56	同上	同上	別添1の④参照			T	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	鶴住居町	28-31-10	270	21-1	山林	0.32	スギ	78				
2	同上	28-31-10	270	21-3	山林		スギ	56				
3	同上	28-31-10	270	21-4	山林		アカツ	56				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住所 (同上) 釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。



別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
③	釜石市鶴住居町	28-31-10	270	21-1	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	釜石市鶴住居町	28-31-10	270	21-3	
④	釜石市鶴住居町	28-31-10	270	21-4	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年(1)回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	
②	釜石市鶴住居町	28-31-10	270	21-1	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。  (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
	釜石市鶴住居町	28-31-10	270	21-3	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 理 番 号	集D-48	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) 釜石市長 野田 武則			(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容(C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在 地 番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢								
1	鶉住居町	28-31-39	270	55-1	山林	0.54	スギ	55	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
2	鶉住居町	28-31-39	270	55-2	山林		アカツ	20	同上	同上	別添1の④参照				T

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	鶉住居町	28-31-39	270	55-1	山林	0.54	スギ	55				
2	鶉住居町	28-31-39	270	55-2	山林		アカツ	20				

<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲)</p>	<p>住所 (同上)</p> <p>住所 (同上)</p>	<p>釜石市長 野田 武則</p> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div>
---	-------------------------------	--

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
① 釜石市鶉住居町	28-31-39	270	55-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
④ 釜石市鶉住居町	28-31-39	270	55-2	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班 小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要なくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶴住居町	28-31-39	270 55-1	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-49	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称)			(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢							
1	鶉住居町	5-59-1	304	4-1	山林	0.36	スギ	56	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在 地 番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	鶴住居町	5-59-1	304	4-1	山林	0.36	スギ	56				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)                                  住 所 (同上)                  釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)                              住 所 (同上)                  XXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	地番	林班	小班		
①	釜石市鶴住居町	5-59-1	304	4-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>



別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>	
	釜石市鶴住居町	5-59-1	304		4-1

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 理 番 号	集D-50	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称) 釜石市長 野田 武則					(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)					(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	鶴住居町	5-57	304	8-1	山林	0.99	スギ	90	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	同上	5-57	304	8-2	山林		スギ	33	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照	
3	同上	5-57	304	8-3	山林		スギ	49	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照	
4	同上	5-54-3	304	13-1	山林	6.22	ソノナ	71	同上	同上	別添1の④参照			
5	同上	5-54-3	304	13-2	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
6	同上	5-54-3	304	13-3-1	山林		ソノナ	56	同上	同上	別添1の④参照			
7	同上	5-54-3	304	13-3-2	山林		アカマツ	86	同上	同上	別添1の④参照			T

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	鶉住居町	5-57	304	8-1	山林	0.99	スギ	90				
2	同上	5-57	304	8-2	山林		スギ	33				
3	同上	5-57	304	8-3	山林		スギ	49				
4	同上	5-54-3	304	13-1	山林	6.22	ソノノ	71				
5	同上	5-54-3	304	13-2	山林		スギ	55				
6	同上	5-54-3	304	13-3-1	山林		ソノノ	56				
7	同上	5-54-3	304	13-3-2	山林		アカマツ	86				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班		
①	釜石市鶴住居町	5-57	304	8-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	5-54-3	304	13-2	
②	釜石市鶴住居町	5-57	304	8-2	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者は、伐期を迎える間の10年ごとに間伐を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 伐期において、経営管理実施権者が主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	5-57	304	8-3	
④	釜石市鶴住居町	5-54-3	304	13-1	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	5-54-3	304	13-3-1	
	釜石市鶴住居町	5-54-3	304	13-3-2	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班
	釜石市鶴住居町	5-57	304	8-1
	釜石市鶴住居町	5-54-3	304	13-2
	釜石市鶴住居町	5-57	304	8-2
	釜石市鶴住居町	5-57	304	8-3
<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>				

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-51	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) 釜石市長 野田 武則			(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期						
1	鵜住居町	30-21-8	289	10-1	山林	1.04	スギ	55	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
2	同上	30-21-8	289	10-2	山林		アカツ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		



別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
釜石市鶴住居町	30-21-8	289	10-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
① 釜石市鶴住居町	30-21-8	289	10-2	



別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
所在	地番	林班	小班		
①	釜石市鶴住居町	30-21-8	289	10-1	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
				10-2	
	釜石市鶴住居町	30-21-8	289		

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 理 番 号	集D-52	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) 釜石市長 野田 武則			(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容(C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在 地 番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢								
1	鶴住居町	20-68-1	267	18-1	山林	1.05	スギ	66	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
2	同上	20-68-1	267	18-2	山林		ソノ	66	同上	同上	別添1の④参照				
3	同上	20-68-1	267	18-3	山林		ソノ	63	同上	同上	別添1の④参照				

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在 地	番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	鶉住居町	20-68-1	267	18-1	山林		スギ	66				
2	同上	20-68-1	267	18-2	山林	1.05	ソノ	66				
3	同上	20-68-1	267	18-3	山林		ソノ	63				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	地番	林班	小班		
①	釜石市鶴住居町	20-68-1	267	18-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
④	釜石市鶴住居町	20-68-1	267	18-2	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	20-68-1	267	18-3	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要なくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>	
	釜石市鶉住居町	20-68-1	267		18-1

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 番	理 号	集D-53	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) 釜石市長 野田 武則				(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号					
			経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)						(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)													経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地 番	林 班	小 班	地 目	面 積 ha	現 況 樹 種	現 況 林 齢										
1	片岸町	9-151-1	299	50-1	山林	2.34	ソノタ	83	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の④参照							
2	同上	9-151-1	299	50-2	山林		スギ	88	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照					
3	同上	9-151-1	299	50-3	山林		スギ	71	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照					
4	同上	9-151-1	299	50-5	山林		スギ	53	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照					

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)						経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地		氏名又は名称
1	片岸町	9-151-1	299	50-1	山林	2.34	ソノダ	83			
2	同上	9-151-1	299	50-2	山林		スギ	88			
3	同上	9-151-1	299	50-3	山林		スギ	71			
4	同上	9-151-1	299	50-5	山林		スギ	53			

<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)</p>	住所 (同上)	釜石市長 野田 武則
<p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲)</p>	住所 (同上)	<div style="background-color: black; width: 200px; height: 15px;"></div>

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	釜石市片岸町	9-151-1	299	50-2	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市片岸町	9-151-1	299	50-3	
	釜石市片岸町	9-151-1	299	50-5	
④	釜石市片岸町	9-151-1	299	50-1	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>



別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班
	釜石市片岸町	9-151-1	299	50-2
	釜石市片岸町	9-151-1	299	50-3
	釜石市片岸町	9-151-1	299	50-5
<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>				

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-54	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)								
		村 (乙)		釜石市長 野田 武則		岩手県釜石市只越町3丁目9番13号								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種							現況林齢
1	鶴住居町	20-76-1	268	5-2	山林	0.40	アカマツ	58	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	同上	20-76-1	268	5-3	山林		スギ	66	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
3	同上	20-76-1	268	6-3	山林		スギ	71	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
4	同上	20-76-5	268	6-2	山林	2.78	ソノ刈	81	同上	同上	別添1の④参照			
5	同上	20-76-5	268	6-3	山林		スギ	71	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
6	同上	20-76-5	268	6-4	山林		スギ	78	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
7	同上	20-76-5	268	6-5	山林		スギ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
8	同上	20-76-5	268	6-6	山林		スギ	51	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
9	同上	20-76-5	268	6-7	山林		アカマツ	51	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
10	同上	20-78-1	268	3-1	山林		1.47	ソノ刈 (アカマツ)	81	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照
11	同上	20-78-1	268	4-1	山林	ソノ刈		73	同上	同上	別添1の④参照			
12	同上	29-30-7	271	2-1	山林	0.47	スギ	56	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
13	同上	29-30-7	271	2-2	山林		ソノ刈	56	同上	同上	別添1の④参照			

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)						経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地		氏名又は名称
1	鶉住居町	20-76-1	268	5-2	山林	0.40	アカマツ	58			
2	同上	20-76-1	268	5-3	山林		スギ	66			
3	同上	20-76-1	268	6-3	山林		スギ	71			
4	同上	20-76-5	268	6-2	山林	2.78	ソノタ	81			
5	同上	20-76-5	268	6-3	山林		スギ	71			
6	同上	20-76-5	268	6-4	山林		スギ	78			
7	同上	20-76-5	268	6-5	山林		スギ	59			
8	同上	20-76-5	268	6-6	山林		スギ	51			
9	同上	20-76-5	268	6-7	山林		アカマツ	51			
10	同上	20-78-1	268	3-1	山林		1.47	ソノタ (アカマツ)	81		
11	同上	20-78-1	268	4-1	山林	ソノタ		73			
12	同上	29-30-7	271	2-1	山林	0.47	スギ	56			
13	同上	29-30-7	271	2-2	山林		ソノタ	56			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	地番	林班	小班		
①	釜石市鶴住居町	20-76-1	268	5-2	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	20-76-1	268	5-3	
	釜石市鶴住居町	20-76-1	268	6-3	
	釜石市鶴住居町	20-76-5	268	6-3	
	釜石市鶴住居町	20-76-5	268	6-4	
	釜石市鶴住居町	20-76-5	268	6-5	
	釜石市鶴住居町	20-76-5	268	6-6	
	釜石市鶴住居町	20-76-5	268	6-7	
③	釜石市鶴住居町	20-78-1	268	3-1	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	29-30-7	271	2-1	
④	釜石市鶴住居町	20-76-5	268	6-2	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	20-78-1	268	4-1	
	釜石市鶴住居町	29-30-7	271	2-2	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
	所在	地番	林班	小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶴住居町	20-76-1	268	5-2	
	釜石市鶴住居町	20-76-1	268	5-3	
	釜石市鶴住居町	20-76-1	268	6-3	
①	釜石市鶴住居町	20-76-5	268	6-3	
	釜石市鶴住居町	20-76-5	268	6-4	
	釜石市鶴住居町	20-76-5	268	6-5	
	釜石市鶴住居町	20-76-5	268	6-6	
	釜石市鶴住居町	20-76-5	268	6-7	
	所在	地番	林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
②	釜石市鶴住居町	20-78-1	268	3-1	
	釜石市鶴住居町	29-30-7	271	2-1	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 番 号	集D-55	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称) 釜石市長 野田 武則			(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	鶉住居町	28-31-17	270	33-1	山林	0.60	アカマツ	55	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照		
2	同上	28-31-17	270	33-2	山林		スギ	54	同上	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
3	同上	28-31-17	270	34-2	山林		アカマツ	63	同上	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	鵜住居町	28-31-17	270	33-1	山林	0.60	アカマツ	55				
2	同上	28-31-17	270	33-2	山林		スギ	54				
3	同上	28-31-17	270	34-2	山林		アカマツ	63				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住所 (同上) 釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
釜石市鶴住居町	28-31-17	270	33-1	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
③ 釜石市鶴住居町	28-31-17	270	33-2	
釜石市鶴住居町	28-31-17	270	34-2	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	
②	釜石市鶴住居町	28-31-17	270	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。  (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
	釜石市鶴住居町	28-31-17	270	
	釜石市鶴住居町	28-31-17	270	



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-56	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)				(名称)				(所在地)							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)				(氏名又は名称)				(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢									
1	鶴住居町	5-52-1	304	7-1	山林	7.67	スギ	56	2023.8.1	20年(2044.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照				
2	同上	5-52-1	304	7-2	山林		スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照				
3	同上	5-52-1	304	7-3	山林		ソノノ	64	同上	同上	別添1の④参照						
4	同上	5-52-1	304	7-4	山林		アカマツ	90	同上	同上	別添1の④参照			T			
5	同上	5-52-1	304	7-7	山林		ソノノ	24	同上	同上	別添1の④参照						
6	同上	5-52-1	304	24-1	山林		ヒノキ	34	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照				
7	同上	5-52-1	304	25-1	山林		ヒノキ	34	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照				
8	同上	5-52-1	304	26-1	山林		ヒノキ	34	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照				
9	同上	5-52-1	304	1-1	保安林	6.67	スギ	100	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照				
10	同上	5-52-1	304	1-2-1	保安林		アカマツ	90	同上	同上	別添1の④参照			T			
11	同上	5-52-1	304	1-2-2	保安林		ソノノ	90	同上	同上	別添1の④参照						
12	同上	5-52-1	304	1-3	保安林		スギ	60	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照				
13	同上	5-52-1	304	1-4	保安林	スギ	67	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照					
14	同上	3-62-2	305	10-1	保安林	1.39	ソノノ	86	同上	同上	別添1の④参照						
15	同上	3-62-2	305	10-2	保安林		アカマツ	106	同上	同上	別添1の④参照			T			
16	同上	3-62-2	305	10-3	保安林		スギ	56	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照				
17	同上	3-62-2	305	10-4	保安林		スギ	56	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照				
18	同上	3-62-2	305	10-5	保安林		ソノノ	56	同上	同上	別添1の④参照						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	鶉住居町	5-52-1	304	7-1	山林	7.67	スギ	56					
2	同上	5-52-1	304	7-2	山林		スギ	63					
3	同上	5-52-1	304	7-3	山林		ソノ	64					
4	同上	5-52-1	304	7-4	山林		アカマツ	90					
5	同上	5-52-1	304	7-7	山林		ソノ	24					
6	同上	5-52-1	304	24-1	山林		ヒノキ	34					
7	同上	5-52-1	304	25-1	山林		ヒノキ	34					
8	同上	5-52-1	304	26-1	山林		ヒノキ	34					
9	同上	5-61-1	304	1-1	保安林	6.67	スギ	100					
10	同上	5-61-1	304	1-2-1	保安林		アカマツ	90					
11	同上	5-61-1	304	1-2-2	保安林		ソノ	90					
12	同上	5-61-1	304	1-3	保安林		スギ	60					
13	同上	5-61-1	304	1-4	保安林		スギ	67					
14	同上	3-62-2	305	10-1	保安林	1.39	ソノ	86					
15	同上	3-62-2	305	10-2	保安林		アカマツ	106					
16	同上	3-62-2	305	10-3	保安林		スギ	56					
17	同上	3-62-2	305	10-4	保安林		スギ	56					
18	同上	3-62-2	305	10-5	保安林		ソノ	56					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上)

釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	釜石市鶴住居町	5-52-1	304	7-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	5-52-1	304	7-2	
②	釜石市鶴住居町	5-52-1	304	24-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者は、伐期を迎える間の10年ごとに間伐を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 伐期において、経営管理実施権者が主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	5-52-1	304	25-1	
	釜石市鶴住居町	5-52-1	304	26-1	
③	釜石市鶴住居町	5-61-1	304	1-1	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	5-61-1	304	1-3	
	釜石市鶴住居町	5-61-1	304	1-4	
	釜石市鶴住居町	3-62-2	305	10-3	
	釜石市鶴住居町	3-62-2	305	10-4	
④	釜石市鶴住居町	5-52-1	304	7-3	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	5-52-1	304	7-4	
	釜石市鶴住居町	5-52-1	304	7-7	
	釜石市鶴住居町	5-61-1	304	1-2-1	
	釜石市鶴住居町	5-61-1	304	1-2-2	
	釜石市鶴住居町	3-62-2	305	10-1	
	釜石市鶴住居町	3-62-2	305	10-2	
	釜石市鶴住居町	3-62-2	305	10-5	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶴住居町	5-52-1	304	7-1	
	釜石市鶴住居町	5-52-1	304	7-2	
	釜石市鶴住居町	5-52-1	304	24-1	
	釜石市鶴住居町	5-52-1	304	25-1	
	釜石市鶴住居町	5-52-1	304	26-1	
②	所在	地番	林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶴住居町	5-61-1	304	1-1	
	釜石市鶴住居町	5-61-1	304	1-3	
	釜石市鶴住居町	5-61-1	304	1-4	
	釜石市鶴住居町	3-62-2	305	10-3	
釜石市鶴住居町	3-62-2	325	10-4		

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-57	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称)			(所在地)						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	鶉住居町	6-37-3	292	31-1	山林	1.96	スギ	55	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
2	同上	6-37-3	292	31-2	山林		アカマツ	55	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
3	同上	6-37-3	292	31-3	山林		ソノタ	59	同上	同上	別添1の④参照			
4	同上	6-37-3	292	31-4	山林		スギ	44	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
5	同上	6-37-3	292	31-5	山林		スギ	66	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
6	同上	6-37-3	292	31-7	山林		ハコブシ (ソノタ)	20	同上	同上	別添1の④参照			

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)						経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地		氏名又は名称
1	鶉住居町	6-37-3	292	31-1	山林	1.96	スギ	55			
2	同上	6-37-3	292	31-2	山林		アカマツ	55			
3	同上	6-37-3	292	31-3	山林		ソノタ	59			
4	同上	6-37-3	292	31-4	山林		スギ	44			
5	同上	6-37-3	292	31-5	山林		スギ	66			
6	同上	6-37-3	292	31-7	山林		ハツブシ (ソノタ)	20			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班		
③	釜石市鶴住居町	6-67-3	292	31-1	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	釜石市鶴住居町	6-67-3	292	31-2	
	釜石市鶴住居町	6-67-3	292	31-4	
	釜石市鶴住居町	6-67-3	292	31-5	
④	釜石市鶴住居町	6-67-3	292	31-3	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年(1)回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	釜石市鶴住居町	6-67-3	292	31-7	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法
所在	地番	林班	小班		
②	釜石市鶴住居町	6-67-3	292	31-1	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。  (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
	釜石市鶴住居町	6-67-3	292	31-2	
	釜石市鶴住居町	6-67-3	292	31-4	
	釜石市鶴住居町	6-67-3	292	31-5	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-58	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)				(名称)				(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)				(氏名又は名称)				(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	鵜住居町	3-16	305	5-1	山林	29.04	ソノ	80	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の④参照			
2	同上	3-16	305	5-2	山林		ソノ	71	同上	同上	別添1の④参照			
3	同上	3-16	305	5-3	山林		ソノ	71	同上	同上	別添1の④参照			
4	同上	3-16	305	5-4	山林		スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
5	同上	3-16	305	5-5	山林		スギ	54	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
6	同上	3-16	305	5-6	山林		スギ	53	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
7	同上	3-16	305	5-7	山林		スギ	68	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
8	同上	3-16	305	5-8	山林		スギ	87	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
9	同上	3-16	305	8-1	山林		ソノ	72	同上	同上	別添1の④参照			
10	同上	3-16	305	8-2	山林		スギ	62	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
11	同上	3-16	305	8-3-1	山林		ソノ	75	同上	同上	別添1の④参照			
12	同上	3-16	305	8-3-2	山林		アカマツ	83	同上	同上	別添1の④参照			T
13	同上	3-16	305	8-4	山林		スギ	67	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
14	同上	3-16	305	8-5	山林		スギ	64	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
15	同上	3-16	305	8-6	山林		スギ	80	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
16	同上	3-16	305	8-7	山林		スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
17	同上	3-16	305	8-8	山林		スギ	79	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
18	同上	3-16	305	8-9	山林		ソノ	24	同上	同上	別添1の④参照			



19	同上	3-58-3	305	4-1	山林		ツル	86	同上	同上	別添1の④参照			
20	同上	3-58-3	305	4-2	山林		スギ	80	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
21	同上	3-58-3	305	4-3	山林		アカツ	47	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照	
22	同上	3-58-3	305	4-5	山林		アカツ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
23	同上	3-58-3	305	4-6	山林	2.62	ツル	71	同上	同上	別添1の④参照			
24	同上	3-58-3	305	4-7	山林		スギ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
25	同上	3-58-3	305	4-8	山林		スギ	90	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
26	同上	3-58-3	305	4-9	山林		ツル	85	同上	同上	別添1の④参照			
27	同上	3-58-3	305	4-10	山林		スギ	78	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
28	同上	3-61	305	3-1	山林	0.23	スギ	47	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照	
29	同上	3-9-10	305	4-4	山林	0.07	スギ	62	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	鵜住居町	3-16	305	5-1	山林	29.04	ソノ	80			
2	同上	3-16	305	5-2	山林		ソノ	71			
3	同上	3-16	305	5-3	山林		ソノ	71			
4	同上	3-16	305	5-4	山林		スギ	56			
5	同上	3-16	305	5-5	山林		スギ	54			
6	同上	3-16	305	5-6	山林		スギ	53			
7	同上	3-16	305	5-7	山林		スギ	68			
8	同上	3-16	305	5-8	山林		スギ	87			
9	同上	3-16	305	8-1	山林		ソノ	72			
10	同上	3-16	305	8-2	山林		スギ	62			
11	同上	3-16	305	8-3-1	山林		ソノ	75			
12	同上	3-16	305	8-3-2	山林		アカマツ	83			
13	同上	3-16	305	8-4	山林		スギ	67			
14	同上	3-16	305	8-5	山林		スギ	64			
15	同上	3-16	305	8-6	山林		スギ	80			
16	同上	3-16	305	8-7	山林		スギ	63			
17	同上	3-16	305	8-8	山林		スギ	79			
18	同上	3-16	305	8-9	山林		ソノ	24			

19	同上	3-58-3	305	4-1	山林	2.62	ソノノ	86				
20	同上	3-58-3	305	4-2	山林		スギ	80				
21	同上	3-58-3	305	4-3	山林		アカマツ	47				
22	同上	3-58-3	305	4-5	山林		アカマツ	59				
23	同上	3-58-3	305	4-6	山林		ソノノ	71				
24	同上	3-58-3	305	4-7	山林		スギ	59				
25	同上	3-58-3	305	4-8	山林		スギ	90				
26	同上	3-58-3	305	4-9	山林		ソノノ	85				
27	同上	3-58-3	305	4-10	山林		スギ	78				
28	同上	3-61	305	3-1	山林		0.23	スギ	47			
29	同上	3-9-10	305	4-4	山林	0.07	スギ	62				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） XXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
釜石市鶴住居町	3-16	305	5-4	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。                      ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
釜石市鶴住居町	3-16	305	5-5	
釜石市鶴住居町	3-16	305	5-6	
釜石市鶴住居町	3-16	305	5-7	
釜石市鶴住居町	3-16	305	5-8	
釜石市鶴住居町	3-16	305	8-2	
釜石市鶴住居町	3-16	305	8-4	
釜石市鶴住居町	3-16	305	8-5	
① 釜石市鶴住居町	3-16	305	8-6	
釜石市鶴住居町	3-16	305	8-7	
釜石市鶴住居町	3-16	305	8-8	
釜石市鶴住居町	3-58-3	305	4-2	
釜石市鶴住居町	3-58-3	305	4-5	
釜石市鶴住居町	3-58-3	305	4-7	
釜石市鶴住居町	3-58-3	305	4-8	
釜石市鶴住居町	3-58-3	305	4-10	
釜石市鶴住居町	3-9-10	305	4-4	

②	釜石市鶉住居町	3-58-3	305	4-3	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者は、伐期を迎える間の10年ごとに間伐を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 伐期において、経営管理実施権者が主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶉住居町	3-61	305	3-1	
④	釜石市鶉住居町	3-16	305	5-1	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶉住居町	3-16	305	5-2	
	釜石市鶉住居町	3-16	305	5-3	
	釜石市鶉住居町	3-16	305	8-1	
	釜石市鶉住居町	3-16	305	8-3-1	
	釜石市鶉住居町	3-16	305	8-3-2	
	釜石市鶉住居町	3-16	305	8-9	
	釜石市鶉住居町	3-58-3	305	4-1	
	釜石市鶉住居町	3-58-3	305	4-6	
	釜石市鶉住居町	3-58-3	305	4-9	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
	所在	地番	林班	小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要なくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
①	釜石市鶴住居町	3-16	305	5-4	
	釜石市鶴住居町	3-16	305	5-5	
	釜石市鶴住居町	3-16	305	5-6	
	釜石市鶴住居町	3-16	305	5-7	
	釜石市鶴住居町	3-16	305	5-8	
	釜石市鶴住居町	3-16	305	8-2	
	釜石市鶴住居町	3-16	305	8-4	
	釜石市鶴住居町	3-16	305	8-5	
	釜石市鶴住居町	3-16	305	8-6	
	釜石市鶴住居町	3-16	305	8-7	
	釜石市鶴住居町	3-16	305	8-8	
	釜石市鶴住居町	3-58-3	305	4-2	
	釜石市鶴住居町	3-58-3	305	4-3	
	釜石市鶴住居町	3-58-3	305	4-5	
	釜石市鶴住居町	3-58-3	305	4-6	
	釜石市鶴住居町	3-58-3	305	4-7	
	釜石市鶴住居町	3-58-3	305	4-8	
	釜石市鶴住居町	3-58-3	305	4-10	
	釜石市鶴住居町	3-9-10	305	4-4	
	釜石市鶴住居町	3-61	305	3-1	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 理 番 号	集D-59	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称) 釜石市長 野田 武則			(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在 地 番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢								
1	鶉住居町	27-11	270	12-4	0.14	アカツ	79	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の④参照			T		
2	同上	27-11	270	12-5		スギ	64	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照			
3	同上	28-33-1	270	13-1	0.47	スギ	62	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照			
4	同上	28-33-1	270	13-2		アカツ	65	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照			

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	鶴住居町	27-11	270	12-4	山林	0.14	アカマツ	79				
2	同上	27-11	270	12-5	山林		スギ	64				
3	同上	28-33-1	270	13-1	山林	0.47	スギ	62				
4	同上	28-33-1	270	13-2	山林		アカマツ	65				

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)  権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住 所 (同上)  住 所 (同上)	釜石市長 野田 武則  <div style="background-color: black; width: 150px; height: 15px; margin-left: 100px;"></div>
---	--------------------------	--

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。



別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班		
③	釜石市鶉住居町	27-11	270	12-5	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	釜石市鶉住居町	28-33-1	270	13-1	
	釜石市鶉住居町	28-33-1	270	13-2	
④	釜石市鶉住居町	27-11	270	12-4	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年(1)回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
所在	地番	林班	小班		
②	釜石市鶉住居町	27-11	270	12-5	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。  (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
	釜石市鶉住居町	28-33-1	270	13-1	
	釜石市鶉住居町	28-33-1	270	13-2	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-60	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) 釜石市長 野田 武則				(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢										
1	鵜住居町	22-26-1	266	18-3	山林	0.38	ソノタL	39	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の④参照							
2	同上	22-26-1	266	18-6	山林		スギ	61	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照					

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在 地	番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	鶉住居町	22-26-1	266	18-3	山林	0.38	ソノタ	39				
2	同上	22-26-1	266	18-6	山林		スギ	61				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班		
③	釜石市鶉住居町	22-26-1	266	18-6	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
④	釜石市鶉住居町	22-26-1	266	18-3	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年(1)回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法
所在	地番	林班	小班		
②	釜石市鶉住居町	22-26-1	266	18-6	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。  (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集D-61	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称)			(所在地)					
		村(乙)			釜石市長 野田 武則			岩手県釜石市只越町3丁目9番13号					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											備考		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
1	鶉住居町	28-20-1	270	16-1	山林	0.21	スギ	71	2023.8.1	20年(2044.3.31)	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照
2	同上	28-20-1	270	17-2	山林		ソノノ	103	同上	同上	別添1の④参照		
3	同上	28-31-29	270	46-1	山林		アカマツ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
4	同上	28-31-29	270	46-2	山林	0.85	ソノノ	63	同上	同上	別添1の④参照		
5	同上	28-31-29	270	46-3	山林		スギ	79	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
6	同上	28-31-29	270	46-4	山林		カマツ	79	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
7	同上	28-31-29	270	47-1	山林		スギ	88	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
8	同上	28-31-30	270	45-1	山林		スギ	64	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
9	同上	28-31-30	270	45-2	山林	1.30	スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
10	同上	28-31-30	270	45-3	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
11	同上	28-31-30	270	46-1	山林		アカマツ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
12	同上	29-28-16	271	22-1	山林	4.21	アカマツ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
13	同上	29-28-16	271	22-2	山林		スギ	69	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
14	同上	29-28-16	271	22-3	山林		アカマツ	69	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
15	同上	29-28-16	271	22-4	山林		スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
16	同上	29-28-16	271	22-5	山林		スギ	57	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
17	同上	29-28-16	271	22-6	山林		スギ	64	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
18	同上	29-28-16	271	22-7	山林		ソノノ	25	同上	同上	別添1の④参照		

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	鶉住居町	28-20-1	270	16-1	山林	0.21	スギ	71				
2	同上	28-20-1	270	17-2	山林		ソノノ	103				
3	同上	28-31-29	270	46-1	山林	0.85	アカマツ	63				
4	同上	28-31-29	270	46-2	山林		ソノノ	63				
5	同上	28-31-29	270	46-3	山林		スギ	79				
6	同上	28-31-29	270	46-4	山林		カラマツ	79				
7	同上	28-31-29	270	47-1	山林		スギ	88				
8	同上	28-31-30	270	45-1	山林		1.30	スギ	64			
9	同上	28-31-30	270	45-2	山林			スギ	56			
10	同上	28-31-30	270	45-3	山林	スギ		55				
11	同上	28-31-30	270	46-1	山林	アカマツ		76				
12	同上	29-28-16	271	22-1	山林	4.21	アカマツ	56				
13	同上	29-28-16	271	22-2	山林		スギ	69				
14	同上	29-28-16	271	22-3	山林		アカマツ	69				
15	同上	29-28-16	271	22-4	山林		スギ	56				
16	同上	29-28-16	271	22-5	山林		スギ	57				
17	同上	29-28-16	271	22-6	山林		スギ	64				
18	同上	29-28-16	271	22-7	山林		ソノノ	25				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上)

釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	地番	林班	小班		
①	釜石市鶴住居町	28-31-29	270	46-1	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者と協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	28-31-29	270	46-3	
	釜石市鶴住居町	28-31-29	270	46-4	
	釜石市鶴住居町	28-31-29	270	47-1	
	釜石市鶴住居町	28-31-30	270	45-1	
	釜石市鶴住居町	28-31-30	270	45-2	
	釜石市鶴住居町	28-31-30	270	45-3	
	釜石市鶴住居町	28-31-30	270	46-1	
	釜石市鶴住居町	29-28-16	271	22-1	
	釜石市鶴住居町	29-28-16	271	22-2	
	釜石市鶴住居町	29-28-16	271	22-3	
	釜石市鶴住居町	29-28-16	271	22-4	
	釜石市鶴住居町	29-28-16	271	22-5	
	釜石市鶴住居町	29-28-16	271	22-6	
③	釜石市鶴住居町	28-20-1	270	16-1	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
④	釜石市鶴住居町	28-20-1	270	17-2	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶴住居町	28-31-29	270	46-2	
	釜石市鶴住居町	29-28-16	271	22-7	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
	所在	地番	林班	小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶴住居町	28-31-29	270	46-1	
	釜石市鶴住居町	28-31-29	270	46-3	
	釜石市鶴住居町	28-31-29	270	46-4	
	釜石市鶴住居町	28-31-29	270	47-1	
	釜石市鶴住居町	28-31-30	270	45-1	
	釜石市鶴住居町	28-31-30	270	45-2	
①	釜石市鶴住居町	28-31-30	270	45-3	
	釜石市鶴住居町	28-31-30	270	46-1	
	釜石市鶴住居町	29-28-16	271	22-1	
	釜石市鶴住居町	29-28-16	271	22-2	
	釜石市鶴住居町	29-28-16	271	22-3	
	釜石市鶴住居町	29-28-16	271	22-4	
	釜石市鶴住居町	29-28-16	271	22-5	
	釜石市鶴住居町	29-28-16	271	22-6	
	所在	地番	林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
②	釜石市鶴住居町	28-20-1	270	16-1	



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 理 番 号	集D-62	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称) 釜石市長 野田 武則			(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	鶉住居町	28-31-20	270	35-1	山林	0.44	ソノケ	61	2023. 8. 1	20年 (2044. 3. 31)	別添1の④参照				
2	同上	28-31-20	270	35-2	山林		スギ	66	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照		
3	同上	28-31-20	270	42-3	山林		スギ	46	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照		
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	鵜住居町	28-31-20	270	35-1	山林	0.44	ソノケ	61				
2	同上	28-31-20	270	35-2	山林		スギ	66				
3	同上	28-31-20	270	42-3	山林		スギ	46				
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上)

釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班		
③	釜石市鶴住居町	28-31-20	270	35-2	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	釜石市鶴住居町	28-31-20	270	42-3	
④	釜石市鶴住居町	28-31-20	270	35-1	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年(1)回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法
所在	地番	林班	小班		
②	釜石市鶴住居町	28-31-20	270	35-2	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。  (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
	釜石市鶴住居町	28-31-20	270	42-3	

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 番	理 号	集D-63	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称) 釜石市長 野田 武則				(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号						
			経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)					(氏名又は名称)				(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)													経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地 番	林 班	小 班	地 目	面 積 ha	現 況 樹 種	現 況 林 齢										
1	鶉住居町	26-15-1	269	18-1	山林	4.44	ソノタ	71	2023.8.1	20年 (2044.3.31)	別添1の④参照							
2	同上	26-15-1	269	18-2	山林		スギ	47	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照					
3	同上	26-15-1	269	18-3	山林		スギ	68	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照					
4	同上	26-15-1	269	18-4	山林		アカマツ	47	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照					
5	同上	26-15-1	269	18-5	山林		スギ	47	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照					
6	同上	26-15-1	269	18-6	山林		スギ	49	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照					

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	鶉住居町	26-15-1	269	18-1	山林	4.44	ソノタ	71				
2	同上	26-15-1	269	18-2	山林		スギ	47				
3	同上	26-15-1	269	18-3	山林		スギ	68				
4	同上	26-15-1	269	18-4	山林		アカマツ	47				
5	同上	26-15-1	269	18-5	山林		スギ	47				
6	同上	26-15-1	269	18-6	山林		スギ	49				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上)

釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)



(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
	所在	地番	林班	小班	
①	釜石市鶉住居町	26-15-1	269	18-3	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
②	釜石市鶉住居町	26-15-1	269	18-2	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者は、伐期を迎える間の10年ごとに間伐を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 伐期において、経営管理実施権者が主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	釜石市鶉住居町	26-15-1	269	18-4	
	釜石市鶉住居町	26-15-1	269	18-5	
	釜石市鶉住居町	26-15-1	269	18-6	
④	釜石市鶉住居町	26-15-1	269	18-1	<p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年（1）回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	<p>① &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。                      ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。                      (2. 木材の販売収益の額の算定方法)                      ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。                      (3. 伐採等に要する経費の算定方法)                      ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な岩手県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。                      ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。                      (4. 留意事項)                      ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。                      ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)                      ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      (2. 留意事項)                      ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	釜石市鶉住居町	26-15-1	269	18-2	
	釜石市鶉住居町	26-15-1	269	18-3	
	釜石市鶉住居町	26-15-1	269	18-4	
	釜石市鶉住居町	26-15-1	269	18-5	
	釜石市鶉住居町	26-15-1	269	18-6	